

令和 6 年度 認証評価

浜松学院大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	3
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	4
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	17
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	24
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	33
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	33
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	50
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	63
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	74
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	77
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	84
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	84
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	87
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	91
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、浜松学院大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和6年6月25日

理事長

俵山 初雄

学長

今井 昌彦

ALO

山本 孝一

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人興誠学園は、教育の社会性を重視し、学校の公共性に立脚した組織をもって、真の教育理想の実現を図る創意により、創立者廿日出厩(はつかで ひろし)氏によって設立され、昭和 8 年(1933 年)11 月 22 日文部省より財団法人興誠商業学校の設立認可を受けて誕生した。

建学の精神は、「興誠」即ち誠を興す、ことであり、汗は誠の結晶との実践教育をもって、誠の精神により国家社会に貢献できる人材の育成を教育方針として掲げた。

浜松短期大学は、こうした建学の精神を受け継ぎ、昭和 26 年(1951 年)2 月に商科の短期大学として設立された。

その後、昭和 40 年(1965 年)幼稚園教員養成所第二部(同 41 年一部)が短期大学内に併設され、同 42 年(1967 年)には浜松短期大学幼児教育科として開設し、現在に至っている。なお、平成 16 年(2004 年)に浜松学院大学短期大学部と改称した。

<学校法人の沿革>

昭和 8 年 11 月	財団法人興誠商業学校設立認可 静岡県興誠商業学校設置
昭和 19 年 2 月	法人を財団法人興誠会と改組し、戦時措置令により興誠航空工業学校と改称
昭和 20 年 11 月	興誠航空工業学校を興誠中学校と改称
昭和 23 年 4 月	新学制施行により、興誠高等学校と改称し、興誠中学校を併設
昭和 25 年 12 月	私立学校法制定により、財団法人興誠会を学校法人興誠学園に組織変更
昭和 27 年 4 月	興誠高等学校を興誠商業高等学校と改称
昭和 36 年 3 月	興誠商業高等学校併設中学校の生徒募集停止
昭和 43 年 3 月	興誠商業高等学校併設中学校廃止
昭和 48 年 4 月	浜松短期大学附属住吉幼稚園開園、興誠商業高等学校を興誠高等学校と改称
昭和 52 年 4 月	浜松短期大学附属住吉幼稚園を浜松短期大学附属幼稚園と改称
平成 7 年 4 月	興誠高等学校普通科に男女共学実施
平成 8 年 4 月	興誠高等学校商業科の生徒募集停止
平成 10 年 3 月	興誠高等学校商業科廃止
平成 15 年 11 月	浜松学院大学設置認可
平成 16 年 3 月	興誠中学校設置認可

浜松学院大学短期大学部

平成 16 年 4 月	浜松短期大学商科、英語コミュニケーション科を改組し、浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科として開設 興誠中学校開校 浜松短期大学付属幼稚園を浜松学院大学付属幼稚園に改称
平成 19 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科開設 幼稚園教員養成課程・保育士養成課程設置
平成 21 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科開設 浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科募集停止
平成 23 年 4 月	興誠高等学校・興誠中学校を浜松学院高等学校・浜松学院中学校と改称 浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程開設 浜松学院大学付属愛野こども園開園
平成 25 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に特別支援学校教員養成課程を開設
平成 26 年 3 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科廃止
平成 27 年 4 月	浜松学院大学付属愛野こども園が幼保連携型認定こども園に移行
平成 28 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科の専攻を変更 (グローバルコミュニケーション専攻・観光ツーリズム専攻・地域政策専攻)
令和 2 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科、子どもコミュニケーション学科の専攻名を変更 地域共創学科(地域政策専攻、観光専攻、グローバル教養専攻) 子どもコミュニケーション学科(幼児教育・保育専攻、小学校・特別支援教育専攻)

<短期大学の沿革>

昭和 26 年 4 月	浜松短期大学(商科)開学
昭和 27 年 7 月	校名を浜松商科短期大学と改称
昭和 36 年 4 月	浜松商科短期大学商科第二部開設
昭和 40 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第二部を短期大学内に併設
昭和 41 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第一部を短期大学内に併設
昭和 42 年 4 月	校名を浜松短期大学と改称し、浜松短期大学幼児教育科第一部、第二部開設
昭和 61 年 4 月	浜松短期大学英語科開設

浜松学院大学短期大学部

平成 4 年 4 月	浜松短期大学幼児教育科第一部に保母課程（現在の保育士課程）開設
平成 14 年 4 月	浜松短期大学英語科を英語コミュニケーション科と改称 浜松短期大学商科第二部募集停止
平成 16 年 3 月	浜松短期大学商科第二部廃科
平成 16 年 4 月	浜松短期大学商科第一部、英語コミュニケーション科募集停止 浜松学院大学短期大学部と改称
平成 17 年 3 月	浜松学院大学短期大学部商科第一部、英語コミュニケーション科廃科
平成 18 年 4 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部の募集停止
平成 19 年 3 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部の廃科
平成 20 年 4 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第一部を幼児教育科と改称

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
浜松学院大学 現代コミュニケーション学部 地域共創学科	静岡県浜松市中央区布橋 三丁目 2 番 3 号	*70	*260	204
子どもコミュニケーション学科		*70	*340	191
浜松学院大学短期大学部 幼児教育科	静岡県浜松市中央区住吉 二丁目 3 番 1 号	140	280	218
浜松学院高等学校 浜松学院中学校	静岡県浜松市中央区高林 一丁目 17 番 2 号	280 40	840 120	740 58
浜松学院大学付属幼稚園	静岡県浜松市中央区住吉 一丁目 22 番 5 号	/	260	186
浜松学院大学付属愛野こ ども園	静岡県袋井市愛野南二丁 目 2 番地の 3	/	180	176

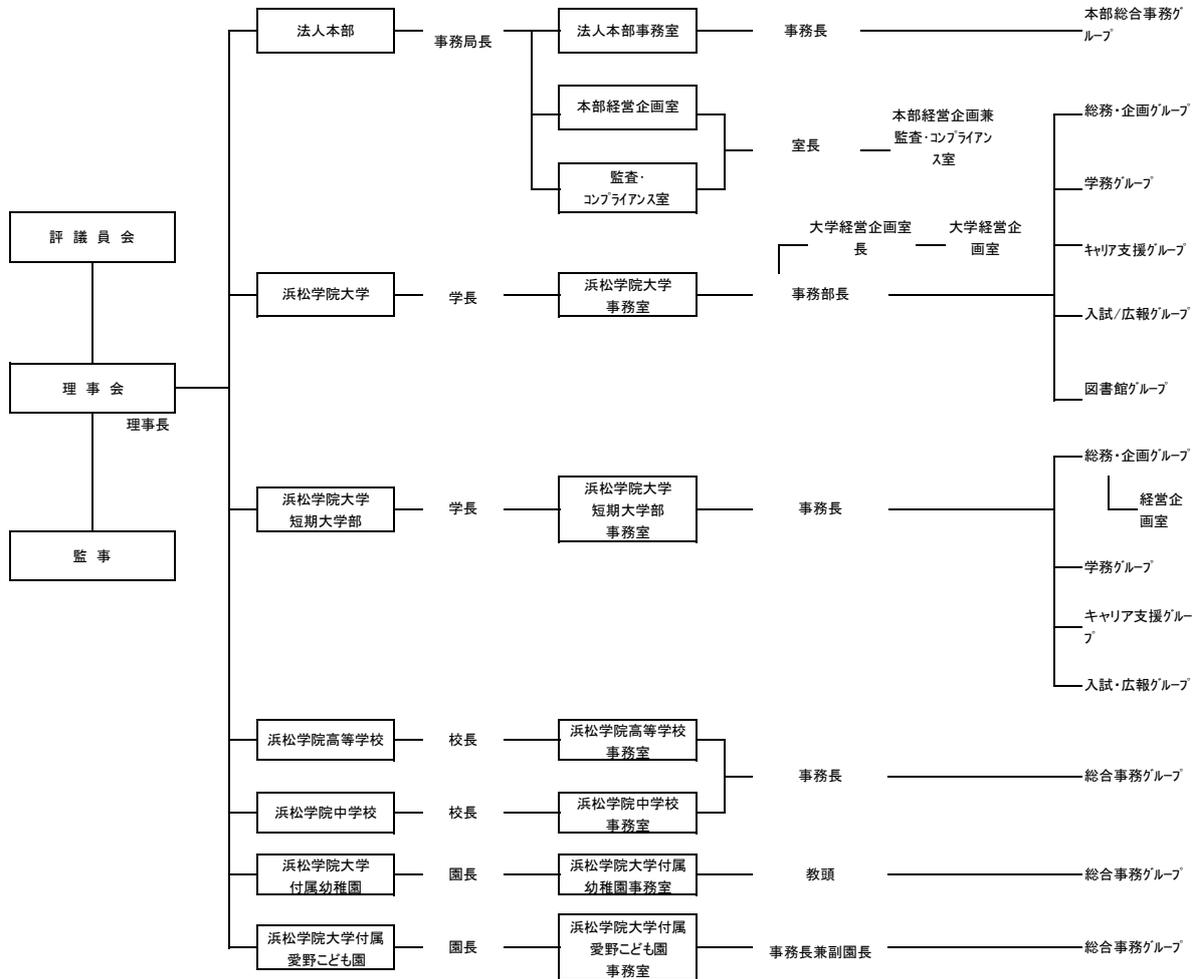
*令和 5 年度より入学定員を変更しており、収容定員は各学年の定員を基に算定している。

浜松学院大学短期大学部

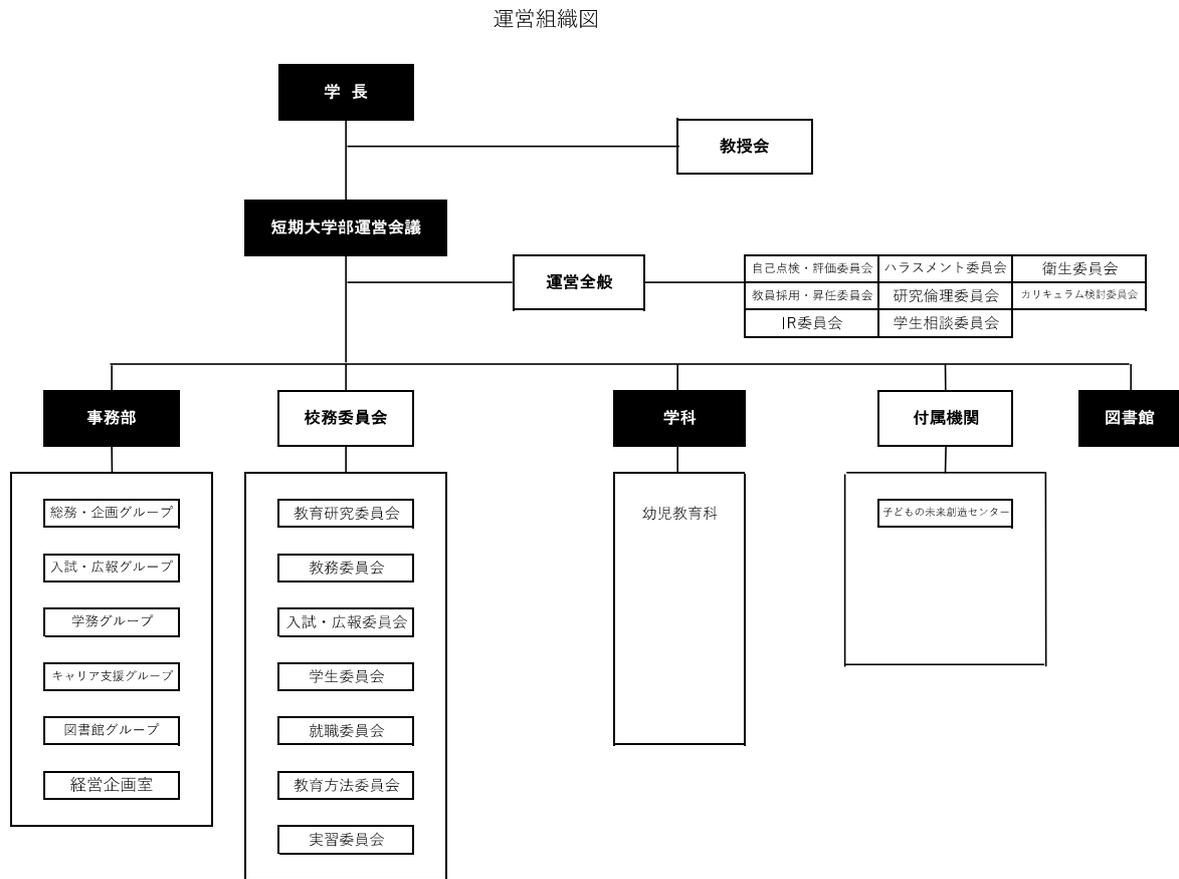
(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

令和6（2024）年5月1日現在



(短期大学部委員会等組織図)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する静岡県浜松市は、静岡県の西部にある。西に鰻の養殖で有名な浜名湖があり、その付近ではみかんの栽培も盛んである。東には天竜川が流れ、遠州灘に注いでいる。年間を通して温暖な地域であり、自然にも恵まれた地域である。

平成 17 年(2005 年)7 月 1 日に 12 市町村が合併し、人口及び市域面積は県内最大になり、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日には政令指定都市になった。

戦国時代には城下町として、江戸時代には宿場町として、また、明治時代には浜松県県庁所在地及び遠江の代表都市として栄えた。

今日国内外に知られる製造業のまちとして発展している。令和 5 年 4 月 1 日の人口は 790,580 人、市面積は 1,558km²。

浜松市の人口動態

年度	世帯数	人口		
		総数	男	女
2019	338,411	802,728	399,675	403,053
2020	342,553	800,870	398,956	401,914
2021	346,110	797,938	397,386	400,552
2022	348,361	793,606	395,109	398,497
2023	352,522	790,580	393,929	396,651

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
県西部	115	98.3	120	96.0	124	96.9	118	99.2	124	99.2
県東部	0	0	0	0	2	1.6	0	0	0	0
県外	2	1.7	5	4.0	2	1.6	1	0.8	1	0.8

※県西部…浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、森町、御前崎市、
牧之原市、島田市、川根本町、吉田町、焼津市、藤枝市、静岡市

※県東部…富士市、富士宮市、沼津市、清水町、長泉町、小山町、御殿場市、裾野市、三
島市、函南町、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、西伊豆町、東伊豆町、
河津町、松崎町、南伊豆町、下田市

※県外…愛知県、岐阜県、長野県、東京都、千葉県、奈良県、鳥取県

[注]

短期大学の実態に即して地域を区分してください。

この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

認証評価を受ける前年度の令和5（2023）年度を起点に過去5年間について記
載してください。

■ 地域社会のニーズ

学生の出身地域は、浜松市と周辺市町（磐田市・掛川市など）であるが、浜松市
出身者が大部分である。浜松市には、多数の公・私立幼稚園、公・私立保育園、

公・私立こども園等があるが、この浜松市を中心にし、その周辺地域からなる静岡県西部地方にある短期大学の保育者養成校は本学だけである。このため、保育者養成校として、56年に亘り、地域のニーズに応えてきた。現在、保育士不足がピークを迎えていることもあって、地域社会からのニーズは特に強くなっている。そのような地域のニーズがある中で、本学の保育者専門職就職率は99%以上であり、毎年多数の保育者を養成して輩出することで地域のニーズに応えている。

■ 地域社会の産業の状況

静岡県の西部地域は、自動車や楽器などの製造業の盛んな地域である。また、スズキ・ヤマハなどの世界的輸送機器メーカーの発祥の地でもあり、自動車、二輪車産業が立地している。

さらに、浜松ホトニクスやパナソニックといった電気機器メーカーや、ヤマハや河合、ローランドといった楽器メーカーがあることも西部地域の特徴である。それに加えて、繊維業の遠州織物の産地でもあり、綿織物を中心にコーデュロイなどを生産している。農業・漁業・林業といった1次産業については、温暖な気候を活かしたお茶、みかんなどの栽培や、浜名湖でのカキ、のり、ウナギの養殖、遠州灘のシラス漁などが行われているほか、北遠地域は天竜美林として名高いスギやヒノキの一大産地となっている。

西部地域の産業別就業人口の割合を見ても、最も割合の高いサービス業に次ぐ割合で2次産業が占めており、製造業の盛んな工業地域であることがうかがえる。

西部地域産業別就業人口（上段：人 下段：％）

1次産業	2次産業	3次産業	合計
34,937	252,638	375,330	662,905
5.3	38.1	56.6	100

（静岡県ホームページより引用）

経済産業省の工業統計調査によると、静岡県の製造品出荷額等は15兆6,991億円で全国第4位である。産業別構成比では、輸送機械の占める割合が最も大きく（28.1%）、次に電機機械（11.5%）、化学工業（10.4%）、飲料・たばこ・飼料（7.5%）、食料品（7.1%）、パルプ・紙（4.7%）の順に続き、これら6産業で全体の69.3%を占めている。製造品出荷額等の市町別では、浜松市が最も大きく、静岡市、磐田市、湖西市、富士市と続く。また、静岡県全12町の中でも西部地域に属する森町は3位に入っている。静岡県全体の西部地域の占める割合は48.0%と半数近くを占め、輸送機器メーカーが集まり自動車・二輪車産業が多く立地している西部地域の状況をよく表している。

製造品出荷額等の上位5市

順位	町名	製造品出荷額等（百万円）
1	浜松市	2,130,271
2	静岡市	1,751,664
3	磐田市	1,721,102
4	湖西市	1,671,605
5	富士市	1,279,087

（静岡県ホームページから引用）

上記が示すように、静岡県西部の企業立地は全国一位と盛況である。相関して、企業従業員の子弟のための幼稚園・保育園・こども園等の必要度は高くなっている。現在、それを担う静岡県西部地域における組織体の現況は、次頁の表が示すとおりである。

本学学生が就職する主たるエリアに立地する幼稚園・保育園・こども園数

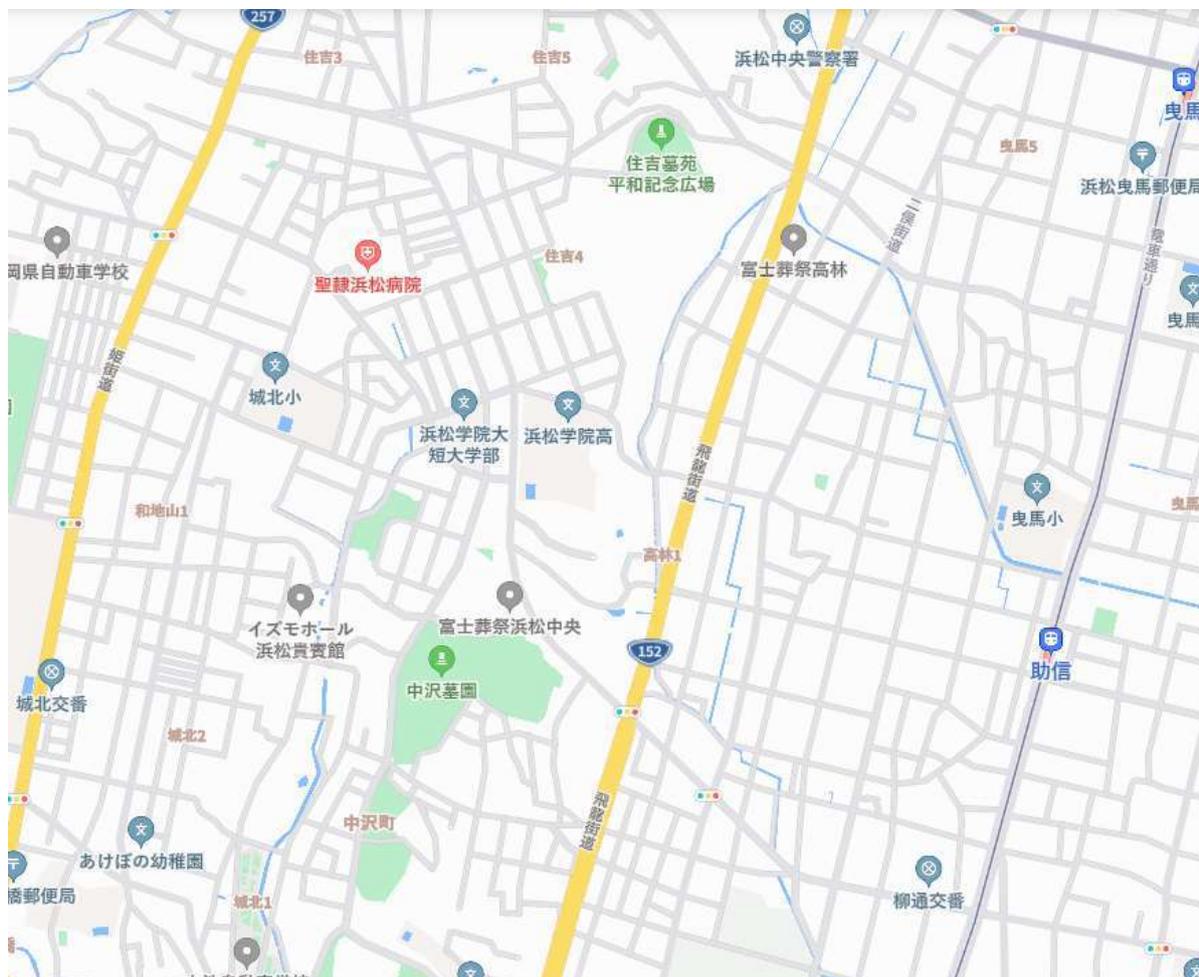
① 浜松市	公立幼稚園数	58	④ 掛川市	公立幼稚園数	2
	私立幼稚園数	37		私立幼稚園数	0
	公立保育所数	20		公立保育所数	0
	私立保育所数	149		私立保育所数	28
	公立こども園数	0		公立こども園数	1
	私立こども園数	79		私立こども園数	14
② 磐田市	公立幼稚園数	10	⑤ 森町	公立幼稚園数	5
	私立幼稚園数	2		私立幼稚園数	0
	公立保育所数	3		公立保育所数	0
	私立保育所数	12		私立保育所数	5
	公立こども園数	8		公立こども園数	0
	私立こども園数	8		私立こども園数	0
③ 袋井市	公立幼稚園数	8	⑥ 湖西市	公立幼稚園数	2
	私立幼稚園数	1		私立幼稚園数	0
	公立保育所数	0		公立保育所数	0
	私立保育所数	30		私立保育所数	4
	公立こども園数	5		公立こども園数	2
	私立こども園数	6		私立こども園数	5

本学の学生が就職する主たる就職エリアの地図



短期大学所在の市区町村の全体図





(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
学位授与の方針は学科の教育目的として示されているが、学習成果の獲得を判定するものとして作成することが望まれる。
(b) 対策
指摘事項に基づき、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を学習成果の獲得を判定するものとして次のように策定した。

(卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー))

建学の精神である「誠の精神」に基づき、「誠の人」として、高潔な倫理観と豊かな人間性を持つ保育者を養成する。

具体的には保育者としての理論・技術・実践力を修得し、そのうえで、責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定する。

学習成果の獲得を判定するものとして、具体的に二つを位置付けた。

まず一つめは、「保育者としての理論・技術・実践力を修得した」者として、保育者として必要な教育科目を全て履修したかどうかを判定する(単位認定)。

次に二つめとして、科目の履修やゼミナール科目の履修を通して「『誠の人』として、高潔な倫理観と豊かな人間性」を涵養できたか、言い換えれば「責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた」かどうかを判定し、ゼミナール科目の単位を認定することとした。

これら二つの学習成果を獲得した者に対して、最終的に卒業が認定され、学位が授与されることとなる。

つまり、学習成果の獲得の判定は、保育者としての教育科目の履修(理論・技術・実践力を身につけたか)と、その履修を通して獲得したものを集約しゼミナール科目の履修(責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけたか)から判定されることを明示した。

(c) 成果

学位授与の方針を学習成果の獲得を判定するものとして改正したことで、具体的な方針を示すことができるようになり、より分かりやすく充実したものとなった。

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)

教育課程編成・実施の方針は学則や学生便覧に記載されているが、それぞれの記述が異なっており明確でないため、学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針の作成が望まれる。

(b) 対策

指摘事項に基づき、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」について、「学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針」に対応した次のものに改正し、さらには学生便覧、キャンパスガイド、ホームページ等の記述を全て統一した。

(教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー))

建学の精神である「誠の精神」に基づき、幼児教育と保育士養成に関する専門性の修得に加えて、豊かな人間性を涵養し、高い教養を体得する教育課程を編成し実施する。

具体的には、基本教育科目においては、社会、歴史、哲学、自然に関する科目、コミュニケーションスキルとしての日本語、英語、そして地域性を鑑みてポルトガル語、さらには情報処理と健康・スポーツの科目を配置する。専門教育科目においては、幼稚園教職課程と保育士養成課程科目の科目を配置するほか、それに加えてゼミナール科目を配置し、教育内容の統合化を行う。

(c) 成果

記述を統一したことで、内容が明確となり、学内・学外の混乱を避けることができるようになった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

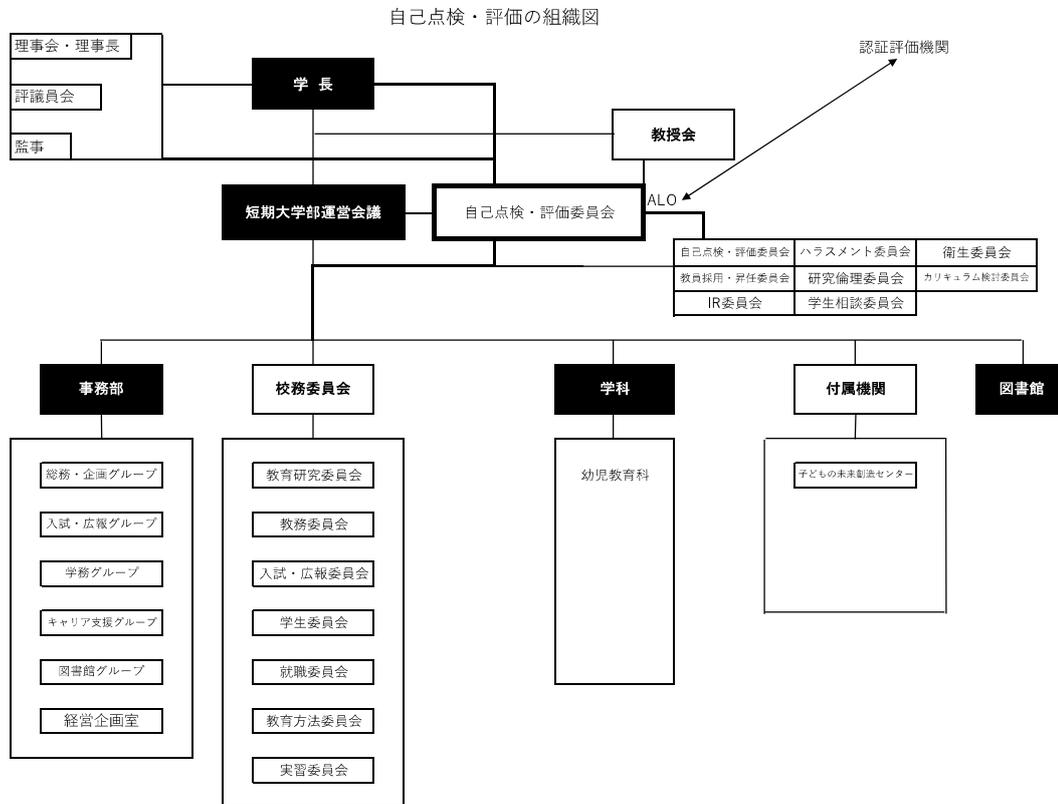
本学では、公的資金の適正管理について、令和3年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」により、諸規程の改正を行い組織の管理責任を明確にした。それに基づき、教員、職員それぞれにコンプライアンス教育を実施し誓約書を徴取し、全教職員を対象として、文部科学省作成動画の視聴や、セミナーを実施するなど、コンプライアンス教育を毎年実施している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

職名	氏名	職階	備考
委員長	今井昌彦	教授	短期大学部学長
委員	芳賀亜希子	教授	短期大学部部長
委員	志村浩二	教授	幼児教育科科长
委員	山本孝一	教授	ALO
委員	名和哲夫	短期大学部事務長	
委員	滝澤真由美	総務・入試グループ主幹	
委員	神谷司	学務グループ主査	

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検評価委員会は、「浜松学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」（提出-規程集5）により設置されている。学長、短期大学部部長、科長、事務長と学長が委嘱する委員がメンバーであり、定期的に自己点検・評価を実施し、公表している。今回の自己点検・評価報告書の作成に当たっては、完成までのスケジュールを決め、理事長、学長、法人本部、事務局、各委員会に資料の提出と原稿の一部を依頼し、自己点検・評価委員会での点検・評価の上、原案を作成した。

原案は教員全員が読み、そこで出された修正意見を自己点検・評価委員会が再度確認し、運営会議、教授会で報告され同意を得たものである。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

自己点検・評価委員会

令和5年5月19日（金）	認証評価の概要、自己点検・評価報告書の作成と認証評価のスケジュール、分担及び留意すべき点について打ち合わせた。
令和5年6月16日（金）	令和6年度認証評価の申し込みについて、自己点検・評価報告書の作成と認証評価のスケジュールについての打ち合わせをした。
令和5年7月14日（金）	自己点検・評価報告書作成の進捗状況についての確認等を打ち合わせた。
令和5年8月4日（金）	自己点検・評価報告書作成の進捗状況について、令和6年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会についての確認、打ち合わせを行った。
令和5年9月1日（金）	自己点検・評価報告書作成の進捗状況について、各委員会から提出された記述のすり合わせ等を行った。
令和6年2月2日（金）	自己点検・評価報告書作成の進捗状況について、今後のスケジュールの確認を行った。
令和6年3月5日（火）	自己点検・評価報告書の記述・確認・修正等について、基準Ⅰを中心に確認等を実施した。
令和6年3月8日（金）	自己点検・評価報告書の記述・確認・修正等について、基準Ⅱを中心に確認等を実施した。
令和6年3月13日（水）	自己点検・評価報告書の記述・確認・修正等について、基準Ⅲを中心に確認等を実施した。
令和6年3月21日（木）	自己点検・評価報告書の記述・確認・修正等について、基準Ⅳを中心に確認等を実施した。
令和6年3月26日（火）	自己点検・評価報告書の記述・確認・修正等について、本文全体の読み合わせ、確認、再チェック等を行った。
令和6年5月10日（金）	自己点検・評価報告書の記述・確認・修正等について、認証評価の受審に向けての打ち合わせを行った。
令和6年5月28日（火）	自己点検・評価報告書の確認及び提出資料・備付資料の確認を行った。
令和6年5月30日（木）	自己点検・評価報告書の確認及び提出資料・備付資料の確認を行った。
令和6年6月4日（火）	自己点検・評価報告書の確認と、令和6年度の受審に向けて訪問調査日の確認などを行った。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1-1 2023 年度入学生用「学生便覧」
- 1-2 「キャンパスガイド 2024」
- 1-3 Web サイト「大学概要」

備付資料

- 1-1 「興誠 創立五十周年記念誌」
- 1-2 「知の蒼穹。浜松短期大学創立 50 周年記念誌」
- 1-3 「興誠学園創立 70 周年記念誌」
- 2-1 「子どもフェスティバル」チラシ
- 2-2 「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」資料
- 2-3 「浜松市と浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部との相互協力及び連携に関する協定書」
- 2-4 「浜松学院大学と浜松商工会議所との相互協力及び連携に関する協定書」

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

(1) 学校法人興誠学園は、昭和 8 年に廿日出庵（はつかで ひろし）によって設立された。この学園は、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」という建学の精神を持ち、この理念に基づいて「誠の精神」を育む人材の育成を目指してきた。昭和 26 年には、戦後の復興期における総合学園構想の一環として、浜松短期大学が設立された(備付-1-2)。

この時期における教育理念は、「高潔なる倫理観に立ち、他者を思いやることができる真に豊かな人間性を基礎に、変化に対応できる創造力と実践力を備えた職業人の育成」であった。この教育理念は、平成 16 年に浜松短期大学が浜松学院大学短期大学部に改組される際に、次のように表現が改められた。

- ・「誠の人」（責任ある自己実現と社会貢献）の人づくり
- ・専門的知識と技能を身につけた教養ある人材養成

さらに、令和6年度には、時代の変化に合わせて以下のように再定義された。

- ・責任ある自己実現と社会貢献の人づくり
- ・専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」とを兼備する人材を育成

このようにして、興誠学園は設立以来、一貫して「誠の精神」を教育の中心に据え、時代の要請に応じて理念を発展させてきた。

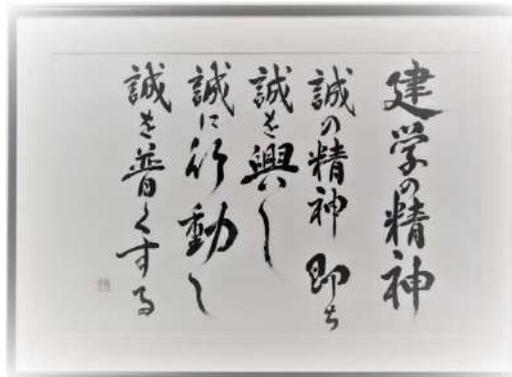
(2) 教育基本法の第2条では、教育の推進やその目標達成には「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことが求められている。本学の教育理念である「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」は、まさにこの公共の精神に基づいたものである。この理念は、学生が社会の一員としての責任を自覚し、積極的に社会に関わり、貢献する態度を養うことを目指している。

(3) 本学の建学の精神と教育理念は、学園のホームページや浜松学院大学短期大学のホームページ、キャンパスガイド、さらには「学生便覧」にも掲載されている(提出-1-1~1-3)。これにより、学生や教職員だけでなく、広く地域社会にも本学の価値観と目標が共有されている。こうした情報発信により、学内外の人々に対して本学の教育方針が明確に伝わっている。

(4) 本学の建学の精神は、学内の様々な場所で可視化されている。例えば、本学の1号館1階の事務室の入り口や各教室、会議室などに掲示されている。また、入学式や卒業式では理事長や学長によってこの精神が説明され、学生に対して重要性が強調されている。さらに、入学後のオリエンテーションでも、教育・学習の指針として建学の精神が指導されており、学生たちが日常的にこの精神を意識し続けるように促されている。新任の教員に対しても、着任後のオリエンテーションでこの精神と教育理念について詳しく説明している。

(5) 本学では、毎年、運営会議において建学の精神の確認を行っている。また、「学生便覧」、「シラバス」及び「キャンパスガイド」の編集時にも、建学の精神及び教育理念について定期的な点検と更新が行われている。これにより、常に最新の状況に合わせて教育方針を見直し、学生に最適な教育環境を提供できるよう努めている。

<会議室に掲げられた建学の精神>



[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

(1) 学校法人興誠学園は、その建学の精神と教育理念に基づき、地域社会に貢献する保育者を育成している大学である。この使命を果たすために、本学は地域や社会に対して知的資源を還元することを目的とした生涯学習事業などを積極的に実施している。その一環として、地域社会に向けた事業である「子どもフェスティバル」を開催している（備付-2-1）。

この「子どもフェスティバル」は、コミュニティーカレッジとしての責務を果たすため、地域との交流を促進することを目的としている。幼児教育科の学生たちが中心となり、主として近隣の幼稚園・保育所などの子どもたちを対象に、短期大学部の校舎を利用して、遊びを通じた学習活動を企画・運営している。学生たちは、このイベントを通じて、自らの学びの成果を発信すると同時に、行事を企画し運営する力を培い、日々の保育技術を向上させている。

「子どもフェスティバル」は、令和5年度で53回目を迎え、その実績は地域社会に深く根付いている。毎年、中日新聞や静岡新聞といった地元の主要メディアでも取り上げられ、地元で唯一、保育・教育を学ぶ短期大学の学生が主導する社会貢献活動として高く評価されている。今年度は、4年ぶりに新型コロナウイルスによる制限が解除され、1,300名を超える来場者が集まり、盛大に開催された。

令和5年度の子どもフェスティバルのテーマは以下の通りである。

令和5年度第53回子どもフェスティバルの実績

(令和5年10月29日(日)10時から15時開催)

全体テーマ 「お仕事探検隊 さあ！君の夢を探しに行こう！」

各ゼミナールのテーマ

山本ゼミ	消防士
牧野ゼミ	素敵なクレープ屋さんになろう
松澤ゼミ	めざせ！スポーツ選手 きみはチャンピオンになれるかな？
志村ゼミ	むし歯やっつけ隊
北本ゼミ	警察官になってみんなで悪者を捕まえよう！
永岡ゼミ	森のお仕事探検隊
坂田ゼミ	おまつり / テーマパークのキャスト

芳賀ゼミ	郵便屋さん（お届けものでーす）
菅澤ゼミ	フラワーショップの店員になろう

さらに、昭和 53 年から始まった「夏季大学」を「子どもの未来創造センター」として発展させ、地域社会全体への教育の場を広げている。この取り組みは、地域社会の保育の質向上や卒業後の支援を目的としており、受講対象者を保育者だけでなく地域社会全体に拡大し、これまで以上に社会貢献の範囲を広げている。

(2) 興誠学園は、地方公共団体や地域の大学、産業界との連携を強化し、地域活性化に向けた取組を行っている。「プラットフォーム ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の一員として、本学はリカレントリレー講座の主担当を務めている（備付-2-2）。この講座は、社会人が再び学び直し、最新の知識やスキルを身につけるためのものであり、地域の人々が継続的に成長できる機会を提供している。

また、本学は浜松市及び浜松商工会議所と連携協定を結び、入学者選抜や学生の教育の質について定期的に協議している（備付-2-3、2-4）。これにより、地域の特性や産業界のニーズに合わせた教育プログラムを提供し、学生が地域社会で即戦力として活躍できるよう支援している。さらに、浜松市私立幼稚園協会とも協議を重ね、幼児教育の現場での実践的な指導方法や教育プログラムの改善に取り組んでいる。

(3) 本学は、地域の子どもたちを対象にしたワークショップを定期的に実施している。これらのワークショップでは、子どもたちが楽しく学びながら新しい経験を積むことができるよう、さまざまな活動が提供されている。また、近隣の小学校に対しても出張授業を行っており、教員だけでなく学生も運営スタッフとして積極的に参加している。

学生たちは、これらの活動を通じて、実際の教育現場での経験を積むことができる。これにより、保育者を目指す学生たちは、理論で学んだ知識を実践に移し、保育者としてのスキルを向上させる機会を得ている。また、地域の子育て支援にも大きく貢献しており、地域との強いつながりを築いている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神の歴史性と普遍性について、時代に即したものとなっているかを今後も継続して整備点検していくことが必要であろう。

学生に対して、「誠の精神」をもった人間育成につながる教育が行えているかどうか、教職員が常に意識することが求められ、問題点があれば、早急に改善につながるような具体的な方策を検討していくことが必要である。

地域社会に対しても、建学の精神をもとにした教育活動を行い、さらなる貢献ができるよう取り組むことが重要である。生涯学習事業として実施する講座の受講者増につながるように、講座の内容や広報の方法についても検討が必要である。教員においては、地域・社会に向けた公開講座・生涯学習事業への取組を活発化させることを検討していく必要があると考えている。

学生においては、防災・減災を含めたボランティア活動への積極的な参加が可能となるよう、社会や地域団体との連携を深めていくことが課題である。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞
なし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 1-1 2023 年度入学生用 「学生便覧」
- 2 浜松学院大学短期大学部学則
- 4-1 カリキュラムツリー
- 4-2 カリキュラムマップ
- 4-3 Web サイト「幼児教育科紹介」 (学習成果について)

備付資料

- 5-1 「浜松市と浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部包括連携協定に基づく連絡調整会議」議事録
- 5-2 浜松市私立幼稚園協会「浜松学院大学短期大学部の取組の適切性に係る点検・評価会議」議事録
- 18-1 GPA の分布状況図 (全体)
- 18-2 GPA の分布状況図

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

(1) 本学の幼児教育科では、建学の精神である「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」に基づいて、教育目的・目標を設定している。この目的は、「地域を中心とした社会の要請に応じ、未来を担う子どもたちを育てるための豊かな人間性と高い教養を持ち、さらに専門知識と技術、実践力を備えた幼児教育・保育の専門家を養成する」ことである(提出-1-1、2)。これにより、学生が将来の保育者として必要な資質を身につけることを目指している。

この教育目的・目標は、学生が学ぶ過程で身につけるべき人間性、社会性、専門性を明確にし、具体的な学習成果として期待される内容を示している。例えば、豊かな人間性と高い教養を備え、変化に対応できる創造力と実践力を持った職業人の育成が目指されている。

(2) 学内では、新入生オリエンテーションを通じて、幼児教育科の教育目的・目標を学生に伝えている。このオリエンテーションでは、教育目的・目標だけでなく、短期大学全体のカリキュラムの構造についても詳細に説明している。具体的には、学務グループ(教務担当)の職員や教務委員会の教職員が、シラバスの見方、必修科目、選択科目、選択必

修科目の区別について丁寧に解説している。これにより、学生が自分の学習計画を理解し、効果的に進めることができるよう支援している。また、不明な点がある場合は、随時履修相談に応じている。

学外に向けては、本学のホームページを通じて、幼児教育科の教育目的・目標を広く周知している。これにより、地域社会や保護者、将来の学生に対して、本学の教育方針が明確に伝えられている。

(3) 幼児教育科の教育目的・目標は、常に最新の教育ニーズと地域社会の要求に応えるものであるように毎年点検されている。教務委員会及び学務グループを中心に、シラバス作成時にこれらの点検が行われている。さらに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）についても、教育目的・目標に沿って毎年確認されている。

この点検プロセスには、外部の意見も取り入れている。具体的には、浜松市や浜松市私立幼稚園協会などの外部機関からのフィードバックを受け、教育方針の改善が行われている（備付-5-1、5-2）。このようにして、本学の教育目的・目標は、常に地域社会の期待に応えるものとして進化し続けている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

(1) 本学では、建学の精神に基づいて、学生が身につけるべき「学習成果」を明確に定義している。この成果は、「自己理解と向上心、他を思いやる心（人間性）」、「常識と教養・自己表現力とコミュニケーション力（社会性）」、「専門知識と技術、実行力と使命感（専門性）」の3つの要素から成り立っている。これにより、学生が自身の成長と社会への貢献に向けて、バランスの取れた能力を養うことが目指されている。

(2) 幼児教育科の「学習成果」は、学科の教育目的・目標に基づいて定められている。幼児教育科では、特に保育者として必要な専門知識と技術、実践力を重視しており、学生が将来の保育現場で活躍できるよう、実践的な能力の養成に力を入れている。

(3) 本学幼児教育科の「学習成果」は、本学のホームページを通じて学内外に広く周知されている（提出-4-1、4-2、4-3）。

また、各科目の具体的な学習成果は、シラバスで明示されており、学生が自らの学習の進捗状況を把握しやすくなっている。これにより、学生だけでなく、父母等や地域社会においても本学の教育内容と成果を理解することができる。

(4) 本学は、学校教育法の短期大学の規定に従い、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ことを目指している。この規定に基づき、学習成果の定期的な点検と評価を行っている。令和5年度においても、自己点検・評価委員会、教務委員会を中心とした各委員会、運営会議、教授会などで組織的な議論を重ね、学習成果の点検を実施した。

特に令和5年度の自己点検・評価委員会では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針についても検討を行い、現在の教育方針が地域社会や職業生活に適合しているかを確認した。また、本学の「学習成果」に基づき、個別の学生の単位取得状況や成績、成績評価平均値（GPA）についても会議で共有し、確認している（備付-18-1, 18-2）。

さらに、本学の学習成果については、浜松市や浜松市私立幼稚園協会など外部の意見を取り入れて、学習成果の質の向上を図ることにより、地域のニーズや期待に応じた教育を提供し続けることができるよう努めている。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

(1) 本学では、教育の全プロセスにわたって一貫した方針を掲げている。それが「三つの方針」として知られる、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）である。これらは、入学時から教育課程の実施、そして卒業認定に至るまで、一体的に運用されている。

入学時の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）では、教育目的に合致した人材を育成するため、保育者になる熱意を持ち、学ぶ意欲を持ち続ける者、また高等学校までの基礎的な学力を有する者を求めている。このような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を導入している。

教育課程を実施するための教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「誠の精神」に基づき、幼児教育と保育士養成に関する専門知識と技術の修得に加えて、豊かな人間性と高い教養を育むことを目指している。具体的には、基本教育科目として社会、歴史、哲学、自然に関する科目、日本語や英語、地域性を考慮したポルトガル語、情報処理、健康・スポーツの科目を配置している。また、専門教育科目には、幼稚園教職課程と保育士養成課程の科目に加え、ゼミナール科目を設けて、教育内容の統合化を図っている。

最終的に、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）で定めた教育成果を達成したことを確認するのが卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）である。このポリシーにより、建学の精神である「誠の精神」に基づき、高潔な倫理観と豊かな人間性を持つ「誠の人」としての保育者を養成することが目指されている。具体的には、保育者として必要な理論、技術、実践力を修得し、責任感と誠実さ、社会性、向上心を持った者に対して卒業を認定している。

（２）これらの三つの方針は、学校教育法の短期大学の規程に照らして、定期的に点検されている。過去に二度の改定を経て、現在の形に至っている。このプロセスには、運営会議や自己点検・評価委員会、教務委員会、教授会などの各委員会が組織的に議論を重ねて策定されたものである。

令和５年度にも、自己点検・評価委員会での議論を通じて、三つの方針が現代の社会的ニーズや学科の教育目的に適しているかどうかを検討している。このようにして、常に最新の教育環境に適合するように方針が見直されている。

（３）本学の教職員は、三つの方針（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））を反映した教育活動を実施している。各教員は、担当する科目のシラバスにこれらの方針を反映させ、授業計画を立てている。また、保育実習や教育実習などの実習科目、フレッシュマンキャンプ、子どもフェスティバル、スポーツデイ、学園祭（大学と共催）といった学校行事においても、三つの方針を念頭に置いた活動が行われている。保育者になるために必要な学位（「短期大学士（幼児教育）」）、幼稚園教諭免許状、保育士資格の取得を目指すカリキュラムは、これらの方針に照らして設計されている。

（４）これらの三つの方針（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））は、学内外に広く周知されている。学内では、ホームページやキャンパスガイド、学生便覧に記載されており、学外向けにもホームページや選抜要項を通じて情報が提供されている（提出-1-1）。さらに、オープンキャンパスや本学で実施している進学懇談会、オリエンテーションの際には、学長が三つの方針について説明し、参加者に対してその意義を強調している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

三つの方針（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））を定め、定期的に組織的な点検精査を行っているが、教育効果の検証について、さらに詳細に実施しその到達と課題を明らかにしていくことが課題であると考えます。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- 5 浜松学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

備付資料

- 3-1 Web サイト令和3年度「自己点検・評価報告書」
3-2 Web サイト令和4年度「自己点検・評価報告書」
4 高大連携協議会議事録
5-1「浜松市と浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部包括連携協定に基づく連絡調整会議」議事録
5-2 浜松市私立幼稚園協会「浜松学院大学短期大学部の取組の適切性に係る点検・評価会議」議事録
6-1 内部質保証 PDCA サイクル
6-2 履修カルテ
6-3 教職履修カルテ
10-1 卒業時学生満足度調査結果
18-1 GPA の分布状況図（全体）
18-2 GPA の分布状況図

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

(1) 本学では、教育の質を高めるために自己点検・評価の規程及び組織を整備している。平成19年に制定された自己点検・評価委員会規程は、令和2年度に改正され、現在の形となっている。この規程に基づき、浜松学院大学短期大学部には自己点検・評価委員会が組織されている。委員会は、学長、短大部長、科長、事務長、そして学長が任命する委員で構成されており、教育活動、研究活動、社会貢献活動、運営など幅広い分野にわたって自己点検・評価を行える体制を整えている（提出-5）。

(2) (3) 自己点検・評価委員会は、定期的な自己点検・評価を行い、認証評価の受審に関する業務を担当している。これまでの実績として、平成20年度には大阪健康福祉短

期大学との相互評価、平成 22 年度に 1 巡目の認証評価を受けており、その後も報告書をホームページ上で公表している。平成 27 年度には聖セシリア女子短期大学との相互評価を実施し、平成 29 年度には 2 巡目の認証評価を受けた。平成 30 年度から令和 4 年度にかけての報告書も公開されている（備付-3-1～3-2）。令和 6 年 6 月には、令和 5 年度の「自己点検・評価報告書」を刊行し、3 巡目の認証評価を受ける予定である。このように、定期的に自己点検・評価を行い、その結果をホームページ等で公表することで、教育の質の向上に努めている。

自己点検・評価報告書の作成は、各委員会の委員長やその他の教職員が担当し、手分けして行っている。また、認証評価を受けた際の評価委員との対話や指摘をもとに、次年度からの改善策を実施している。これにより、評価結果が実際の改善に反映され、教育の質の向上につながっている。具体的な改善例としては、報告書の内容の客観性を高めるために全教職員の意見を取り入れ、自己点検・評価委員会での議論を通じて、取り上げられた課題の解決策を策定するようにしたことが挙げられる。

(4) 自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心に幼児教育科の教職員全員が参画する仕組みとなっている。具体的には、自己点検・評価書の内容を各委員会で点検・評価し、年間の報告書を作成する過程で全教職員が関与している。また、事務組織は理事会への事業報告作成を行い、全体としての総括を実施する。これにより、全教職員の関与と報告書の記載事項の客観性が担保されている。

(5) 自己点検・評価活動には、外部の意見も積極的に取り入れている。浜松市や浜松市私立幼稚園協会などの外部機関から意見聴取を行い（備付-5-1、5-2）、本学と同一法人の浜松学院高等学校と高大連携会議を開催し、入試制度や教育活動に対する意見を聴取している（備付-4）。また、他の高校からも本学で実施する高校の教員向けの進学懇談会などで意見を集め、自己点検・評価活動に反映している。さらに、教育実習や保育実習のための実習懇談会では、実習先の園の先生方からのフィードバックを受け、実習の指導に活かしている。

(6) 自己点検・評価の結果は、日常的な業務の改善から、入学者選抜制度やカリキュラムの見直しまで、広範囲にわたる教育・研究活動の改革・改善に活用されている。最近の例としては、高大連携会議や他の高校からの意見を基に、令和 6 年度の入学者選抜制度を改善した。具体的には、これまでのスカラシップ選抜（推薦選抜の時期に実施する学力検査を伴う授業料給付入学者選抜試験）がわかりにくいとの指摘を受けて、この制度を取りやめ、一般選抜と同時開催するスカラシップチャレンジに変更した。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

(1) 本学における学習成果のアセスメントは、多角的な手法を用いて行われている。まず、学生に対しては、卒業時に身につけるべき能力を「学習成果表」としてホームページに明示し、自己評価を促している。この「学習成果表」は、学生が自身の学習進捗を自己評価するための重要な指標であり、教育の目標達成度を確認する手段となっている。

また、履修カルテや教職カルテを用いて、授業で学修したことや今後の課題を把握することでも学習成果のアセスメントを実施している（備付-6-2、6-3）。

科目レベルでは、シラバスに記載された「授業の到達目標」の達成状況を、成績評価や成績評価平均値（GPA）を通じて査定している（備付-18-1、18-2）。また、課題レポートや授業内での発表などを通じて、学生の到達度を細かく計測している。さらに、学生による授業評価アンケートの結果を基に、授業方法や内容の改善を行い、授業の質の向上に努めている。このようなPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を用いて、教育の質を継続的に向上させている。

学科・機関レベルのアセスメントでは、単位取得状況やGPA分布、免許・資格取得状況などの量的データを用いるとともに、卒業時満足度調査などの質的データを活用している（備付-10-1）。これらのデータは、運営会議で協議され、教育の現状を評価し、改善策を検討する基盤となっている。

(2) アセスメントの手法については、IR委員会や各委員会、運営会議、自己点検・評価委員会、教授会などで定期的に点検し、評価を行っている。これにより、常に最新の教育ニーズに対応できるよう、アセスメントの手法そのものが改善されている。

(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとしては次のものが挙げられる。

①教員によるシラバス作成と教務委員会によるチェック（P）、授業（D）、教育方法委員会による授業評価アンケート実施と授業改善報告書の提出、試験、出席率等による教員による学習成果の確認、運営会議等による査定（アセスメント）（C）、授業改善、査定手法等の点検と改善（A）

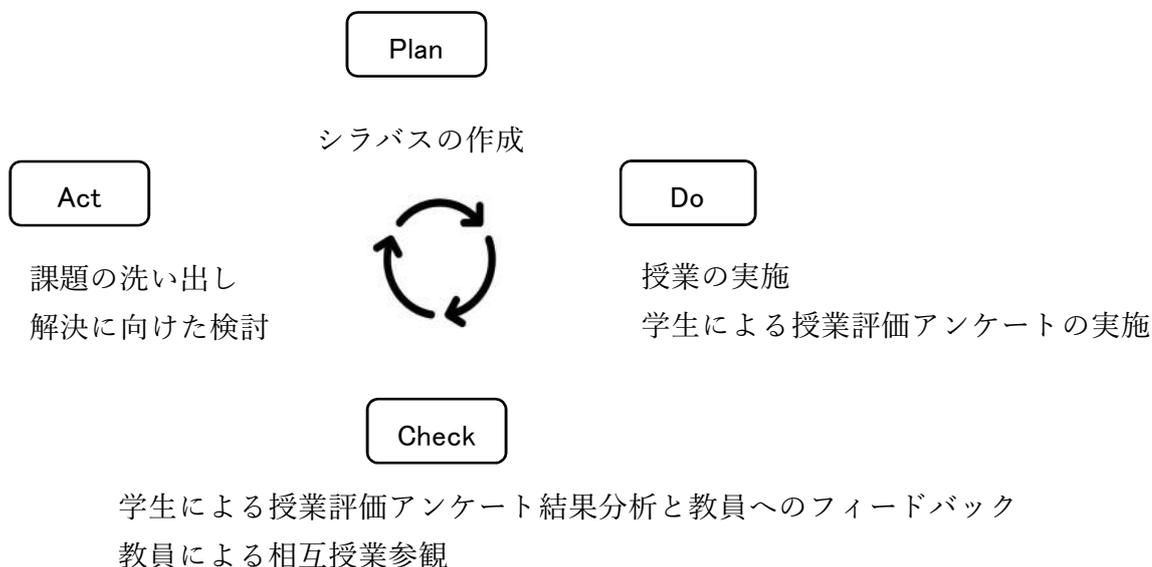
②卒業時満足度調査などの結果を受けた（PD）、運営会議での議論（C）、教育方法や教育課程の見直し（A）

以上のように、学習成果の状況は、各委員会や、運営会議、卒業判定、進級判定を伴う教授会において点検を行うことにより、教育課程の見直し、改善等に向けたPDCAサイクルが活用されている（備付-6-1）。

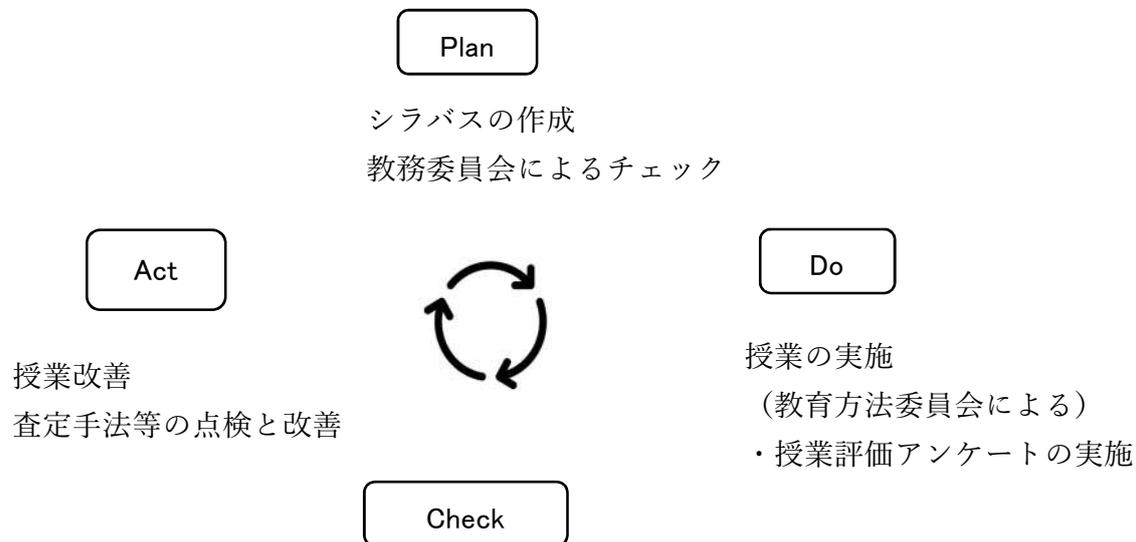
(4) 学校教育法や短期大学設置基準などの関係法令の変更については、文部科学省や厚生労働省からの通達に基づき、法令遵守に努めている。短期大学部の事務長や管理職が中心となってこれらの変更を確認し、関係部署や教員に対して迅速に情報を回覧している。必要な教育課程の見直しや学則変更などが生じた場合には、速やかに対応できる体制を整えている。

また、法人事務局や併設の4年制大学との連携も密に行い、重要事項の共有を法人事務長・グループ長会議などで確認している。このように、法令の変更や新しい規制に対しても柔軟に対応し、教育活動の質を維持・向上させるための仕組みが整備されている。

〈科目レベルでの PDCA サイクル〉



〈学科・機関レベルでの PDCA サイクル〉



(教育方法委員会)

- ・授業改善報告書の提出
- ・試験、出席率等による学習成果の確認

(運営会議)

- ・教育方法委員会からの報告、査定

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

関係法令の変更については、内容に応じて学長、短期大学部長、各委員会の委員長（教員）、事務長、各グループ長（事務職員）が、それぞれ確認しているが、対応の方針については、共通認識を図ることが必要なため、今後も日常的に連絡を密にする必要がある。

教育方法委員会が行う授業評価アンケートとその報告である授業改善報告書の結果と、教務委員会で把握する学生の学習成果の状況を関連付けて運営会議等で査定し、カリキュラムへの反映や教育活動の改善が迅速かつ効果的に実施されるような仕組みが必要である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回は、

「建学の精神を各種印刷物に掲載し、年度初めの教授会等で教職員に伝達して再確認することと、年度末に実際の取組がどのような結果になったか点検する仕組みを構築していくことである。」

を行動計画とした。

これを受けて「建学の精神」をキャンパスガイドや学生便覧などに記載した。年度はじめの教授会で唱和して確認すると同時に、年度末の教授会で点検している。この結果は、事業報告書を作成する際に反映されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

自己点検・評価について、恒常的な業務や諸会議における議題として取り扱うと共に、それらを取りまとめて定期的に発信していく体制を確立する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料

- 1-1 2023 年度入学生用 「学生便覧」
- 1-2 「キャンパスガイド 2024」
- 4-3 Web サイト「幼児教育科紹介」（学習成果について）
- 9 Web サイト 「シラバス」
- 10 学年暦
- 13-1 「選抜要項」（2024）

備付資料

- 4 高大連携協議会議事録
- 7 Web サイト「授業評価アンケート」
- 8 巡回指導報告書
- 9 短期大学卒業生調査結果
- 10-1 卒業時学生満足度調査結果
- 10-2 全国学生調査結果
- 18-1 GPA の分布状況図（全体）
- 18-2 GPA の分布状況図
- 18-3 単位取得率図（2 年）
- 18-4 単位取得率図（2 年）

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

(1-①) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が学ぶべき成果に対応している。具体的には、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）には「保育者としての理論・技術・実践力を修得し、そのうえで、責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定する」と明確に定めている。すなわち、卒業の要件としては、「保育者としての理論・技術・実践力を修得し、そのうえで、責任感

と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定」という点が強調されている。また、成績評価の基準においても、「保育者としての理論・技術・実践力を修得した」という達成が求められている。さらに、資格取得の要件としても、「保育者としての理論・技術・実践力を修得した」ということが条件となっている。これらの点から、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が学習成果に対応していることが明確に理解できるのである。加えて、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を具現化した学則及び授業科目表には、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件が詳細に示されており、それぞれの履修方法や必要な単位数などが明確に規定されている（提出-1-1）。これらの要件はすべて、学習成果に確実に対応しているといえる。

（２）「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を具体化した学則及び履修に関する規程には、卒業認定の要件、学位「短期大学士（幼児教育）」授与の要件及び幼稚園教諭２種免許状・保育士資格等の要件が具体的に定められている。これらの要件は、学習成果の具体化及び評価基準として明示されており、社会的・国際的に通用することが保証されている。したがって、これらの規程に基づき卒業認定が行われることで、学習成果が社会的に評価されることとなる。

（３）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、学則及び各規程は、定期的に教務委員会や運営会議、教授会等の場で点検及び検討が行われている。これらの会議では、必要に応じて、方針や規程が再評価され、改善のための議論がなされるのである。このプロセスによって、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は常に最新の状態に保たれており、学習成果の適切な反映と評価が保証されることとなっている。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （１）教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- （２）教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

(1) 本学の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に密接に対応して作成されている。これらの方針は、「建学の精神である『誠の精神』に基づき」策定されており、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）には、「具体的には保育者としての理論・技術・実践力を修得し、その上で、責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定する」ことが定められている。これに応じて、「教育課程編成・実施の方針」は、保育者として必要な専門性と豊かな人間性を養成し、高度な教養を体得するための教育課程を編成し、実施することを目指している。具体的には、基本教育科目においては、社会、歴史、哲学、自然に関する科目、さらにはコミュニケーションスキルの向上を図るために日本語、英語、そして地域性を鑑みてポルトガル語が配置されている。また、情報処理と健康・スポーツの科目も重要な要素として含まれている。専門教育科目においては、幼稚園教諭免許状の取得のための教職課程と保育士資格取得のための保育士養成課程の科目が設けられているだけでなく、ゼミナール科目も配置され、教育内容の一層の統合化が図られている。これらの具体的な方針は、学則及び履修に関する規程にも詳細に定められている。

(2-①) 学則第22条では、「授業科目を基本教育科目及び専門教育科目に分け」、1年次には主に基本教育科目を履修させ、2年次には主として専門教育科目を履修させるとしている。各授業科目はさらに必修科目と選択科目に分けて編成されており、これは学位授与の方針と密接に対応している。教育の質を維持することは、受験生を送り出す高校と卒業生を受け入れる現場からの高い評価を継続して得るために欠かせない要素である。そのため、1年次から2年次への進級に際しては、成績判定を厳密に行い、必要なレベルに達していない学生には再履修を求めること、また、卒業時に必要なレベルに達していない科目がある場合には、免許・資格を取得させないこととしている。特に、ピアノ（幼児音楽表現Ⅰ・幼児音楽表現Ⅱ）は、免許・資格のいずれにも必修とされている（下記科目表の専門科目「幼児音楽表現Ⅰ」・「幼児音楽表現Ⅱ」）。

各科目においては、定期試験の他に課題や小テストを実施し、評価の多様性を確保している。

実習科目の評価については、実習先からの評価及び巡回指導時の実習指導担当者からの意見、実習記録、事前事後指導の内容をもとに総合的に評価している。実習の継続が困難な場合には、実習委員会で対応を検討し、場合によっては実習の中止や再実習を行うケースもある。

「シラバス」の作成に当たっては、予習・復習のための学修時間を明示し、具体的な課題を提示するようにしている。音楽に関する科目については、少人数指導が効果的であるため、非常勤講師の協力を得ている。また、他の科目においても、一部非常勤講師に担当していただいております。本学科の教育方針や学生の様子について、共通の理解を深めるために、非常勤講師会を毎年開催している。このような取組を通じて、教育課程編成・実施方

針（カリキュラム・ポリシー）は学習成果に適合したものとして、提出資料（学生便覧）に示された授業編成によって実践されている。

（2-③）学生が年間または学期において履修できる単位数には、次のような上限が設けられている。「半期での上限は24単位、教職課程及び保育士養成課程を履修する学生は上限28単位となっている。ただし、前学期の成績評価平均値（GPA）が3.00以上の学生は上限26単位、教職課程及び保育士養成課程のいずれかを履修する学生で前学期の成績評価平均値（GPA）が3.00以上のものは、上限30単位まで履修することができる」としている。この規定は、学生が過剰に単位を履修することを防ぎ、学習の質を保つために重要である。

（2-④）本学の教育課程は、短期大学設置基準に厳格に基づいており、成績評価は定期試験の結果に基づいて決定される。そしてその結果は、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（59点以下）として評価されるのである。合格とされるのは、可以上の評価を得た場合であり、この評価は学生及び保証人等に通知している。これにより、成績の透明性が保たれ、学生の学習意欲を高める効果が期待される。

（2-⑤）「シラバス」には、授業の目的（到達目標）及び概要、授業計画、成績評価方法・基準、テキスト（参考書）、履修に際しての留意点、必要な準備学習の具体的内容及びそのために必要な時間が明示されている（提出-9）。これらは、短期大学部長、学科長及び教務担当教職員によって毎年詳細にチェックされている。このプロセスによって、授業内容が常に最新の教育水準に対応していることが確保されている。

（2-⑥）通信による教育を行う学科はない。

基本教育科目

授 業 科 目	単位数		履修年次		形態
	必修	選択	1年	2年	
哲学		2	前期		講
地域の歴史		2	前期		講
日本国憲法	2		前期		講
自然科学概論		2	前期		講
日本語表現		2	後期		講
スタディ・スキル		2	前期		演
英会話Ⅰ		1	前期		演
英会話Ⅱ		1	後期		演
ポルトガル語Ⅰ		1	前期		演
ポルトガル語Ⅱ		1	後期		演
情報リテラシーⅠ	1		前期		演

浜松学院大学短期大学部

情報リテラシーⅡ	1		後期		演
健康・スポーツ科学（講義）	1		前期		講
健康・スポーツ科学（実習）	1		前期		実
野外教育活動		1	集中	集中	実
総合科目 A		2			講
総合科目 B		2			講
合 計	6	19			

*卒業するためには、基本教育科目は、必修6単位、選択科目を6単位以上の12単位以上を修得しなければならない。

また、幼稚園教諭二種免許状取得のためには、「英会話Ⅰ」・「英会話Ⅱ」）、（「ポルトガル語Ⅰ」・「ポルトガル語Ⅱ」）の（ ）のうちいずれかの組み合わせで、2科目2単位以上を履修しなければならない。

専門教育科目

授 業 科 目	単位数		幼免	保育士	履修年次		形態
	必修	選択			1年	2年	
表現 A(音楽)	2		○	○	後期		演
表現 B I (図工)	2		○	○	前期		演
表現 B II (図工)	2		○	○	後期		演
環境	2		○	○	後期		演
健康	2		○	○	後期		演
ことば	2		○	○		前期	演
保育者論	2		○	○		前期	講
教育原理	2		○	○	前期		講
保育原理		2	●	○	前期		講
発達心理学	2		○	○	前期		講
保育の心理学		1	○	○	前期		演
子ども家庭支援の心理学		2		○		前期	講
教育社会学	2		○	○		前期	講
保育・教育課程論	2		○	○	後期		講
保育内容総論		2	○	○		後期	演

浜松学院大学短期大学部

健康（指導法）	1		○	○		前期	演
人間関係（指導法）	1		○	○		後期	演
環境（指導法）	1		○	○		後期	演
ことば（指導法）	1		○	○		後期	演
表現（指導法）	1		○	○		前期	演
幼児音楽表現Ⅰ		1	○	○	前期		演
幼児音楽表現Ⅱ		1	○	○	後期		演
教育方法の理論と実践	2		○	○		後期	演
保育相談支援	1		○	○		後期	演
保育・教職実践演習（幼稚園）	2		○	○		後期	演
特別支援教育	1		○			後期	演
教育実習事前指導		1	○		後期		講
教育実習事後指導		1	○		前期		講
教育実習Ⅰ		1	○		集中		実
教育実習Ⅱ		3	○		集中		実
ゼミナールⅠ	1				後期		演
ゼミナールⅡ	1				前期		演
ゼミナールⅢ	2				後期		演
幼児造形		1		●		後期	演
幼児造形表現		1	○	●		前期	演
子どもの食と栄養		2		○		後期	演
子ども家庭福祉		2		○	前期		講
子どもの保健		2		○	前期		講
社会福祉		2		○	後期		講
子育て支援		1		○		後期	演
社会的養護Ⅰ		2		○	後期		講
社会的養護Ⅱ		1		○	前期		演
子どもの健康と安全		1		○		後期	演
幼児理解		2	○	○	後期		演
乳児保育Ⅰ		2		○		前期	講
乳児保育Ⅱ		1		○		後期	演

障害児保育Ⅰ		1		○		前期	演
障害児保育Ⅱ		1		○		後期	演
子ども家庭支援論		2		○		後期	講
保育実習指導Ⅰ(保育所)		1		○	後期		演
保育実習指導Ⅰ(施設)		1		○		前期	演
保育実習Ⅰ(保育所)		2		○	集中		実
保育実習Ⅰ(施設)		2		○		集中	実
保育実習指導Ⅱ		1		ア		前期	演
保育実習Ⅱ		2		ア		集中	実
保育実習指導Ⅲ		1		イ		前期	演
保育実習Ⅲ		2		イ		集中	実
合 計	37	51					

*「形態」の「講」は講義、「演」は演習、「実」は実技・実習を指す。

*卒業するためには、専門教育科目は、必修37単位、選択科目を21単位以上の58単位以上を修得しなければならない。

※資格欄 「幼免」(幼稚園教諭二種免許状) ○は必修科目、●は選択自由科目である。

「保育士」(保育士資格) ○は必修科目、●は選択自由科目である。

ア・イは選択必修科目であり、アとアまたはイとイの組み合わせで3単位履修しなければならない。幼児教育科は幼稚園教諭二種免許状を取得することを目的とする。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

(1) 本学の教養教育の目的は、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に明示されている。本学では教養科目は「基本教育科目」として位置付けられている。

具体的には基本教育科目においては、社会、歴史、哲学、自然に関する科目、コミュニケーションスキルとしての日本語、英語、そして地域性を鑑みてポルトガル語、さらには情報処理と健康・スポーツの科目を配置する。

本学の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）にあるように専門教育科目の目的である「幼児教育と保育士養成に関する専門性の修得」に加えて、教養科目（基本教育科目）には「豊かな人間性を涵養し、高い教養を体得する教育課程を編成」する目的を具現化する科目群として位置付けられている。

教養教育の内容は、短期大学設置基準4章5条に則り、「基本教育科目」の中の授業科目として具体化され、その実施体制は、学科の教員によって責任をもって行われる体制として確立している。幼児教育科における教養科目は、児童福祉法及び同法施行規制によって定められた保育士養成の指定科目である「教養科目（「外国語、体育以外の科目」、「外国語」「体育）」並びに教育免許法及び同法施行規則によって定められた「特に必要な科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作）」」に対応したものとなっている。また、建学の精神に沿うものとなるように授業の到達目標にその旨、明記した科目を用意している。さらに、本学の特色として、浜松市にはブラジル人が多いという地域の特性を考慮し、「ポルトガル語Ⅰ」「ポルトガル語Ⅱ」を置いている。

教養教育を正課として位置付けることによって、専門職の基礎となる「未来を担う子どもたちを育てる豊かな人間性と高い教養」として展開することができるとともに、資格や免許状の取得にかかわらず卒業に必要な科目として教養科目の一部を履修することを必須とすることで、幅広く人間的教養の習得することができている。この中で、本学で特色のある科目は、前述の「ポルトガル語Ⅰ」「ポルトガル語Ⅱ」以外に、「哲学」「地域の歴史」「自然科学概論」「野外教育活動」がある。

具体的な科目の内容は提出資料（シラバス）に記載のとおりである。

（2）教養教育と専門教育の関連については、「教育課程編成・実施の方針」に詳細に記載されているように、専門教育科目は「幼児教育と保育士養成に関する専門性の修得」を目的としている。それに対して、教養科目（基本教育科目）は、「豊かな人間性を涵養し、高い教養を体得する教育課程を編成する」ことを目的としている。このように、専門教育科目と教養科目は異なる目標を持ち、それぞれの分野で学生に必要な知識と能力を提供するように設計されている。具体的には、専門教育科目では、幼児教育の実践的なスキルと知識を深めるためのカリキュラムが編成されており、幼稚園教諭や保育士としての実務に直結する内容が重視されている。一方、教養科目では、幅広い教養を身につけるために、社会、歴史、哲学、自然科学、そしてコミュニケーションスキルなどの多岐にわたる分野がカバーされている。これにより、学生は専門的な知識だけでなく、人間としての総合的な能力を養うことが期待されている。

（3）教養教育の効果については、定期試験や評価基準によって適切に測定され、その結果は成績評価（S, A, B, C, D）及び成績評価平均値（GPA）として学生に通知される仕組みになっている。これにより、学生は自分の学習成果を客観的に把握することができる。また、専門教育科目と同様に、教養科目（基本教育科目）でも授業終了後に授業アンケートが実施され、学生からのフィードバックをもとに教育内容の改善が積極的に行われている。これらの評価とフィードバックのプロセスは、教養教育の質を高め、学生の学習経験を向上させるために不可欠なものである。さらに、全国学生調査の結果も活用され、教養科目の効果が検証されている（備付-10-2）。例えば、本学では、特に語学教育に対する学

生の満足度が低いことが課題として挙げられている。このような調査結果は、教養教育の改善点を明確にし、具体的な対策を講じるための重要な指標となっている。このようにして、本学は常に教育の質を向上させるための努力を続けている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

(1) 本学では、ほぼ全ての学生が幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格を取得することを目指しており、将来保育者として保育現場で働くことを希望している。そのため、学生が保育者に必要な教養と専門的な能力を十分に身に付けることができるように編成された教育課程の中で、保育者としての職業教育を学んでいる。この職業教育を学んだ結果として、この教育課程での学習を修了した学生たちのほとんどが、学科で受けた職業教育を活かして保育現場での専門職に就いている。このように、学生が保育現場で求められる実践的なスキルと知識を身に付けるためには、現場のニーズに対応した教育内容が不可欠である。そのため、保育現場に必要な職業教育の内容については、実習先の幼稚園（こども園を含む）や保育所（こども園を含む）から実習巡回の際に、さらには関連する幼稚園や保育所、施設との定期的な懇談会などで、各現場からの評価や要望を直接的に収集し、それを参考にして教育内容の改善に努めている（備付-8）。これにより、常に最新の現場のニーズに応じた教育が提供されることが保証されている。また、職業教育を担う教員の資質についても、本学では特に重視しており、保育現場での豊富な実務経験を持つ教員を積極的に採用している。これにより、授業の中で学生たちは実際の保育現場の状況を具体的に学ぶことができ、現場で直面する課題に対処するための実践的な知識とスキルを身に付けることが可能となっている。

(2) 職業教育の効果については、卒業時の満足度調査や卒業生調査を通じて検証している（備付-10-1）。令和5年に卒業した116名の卒業生に対して実施した卒業生調査「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」では、「本学で学んだ知識や能力が概ね現場で役立っていること」が確認された（備付-9）。このアンケート結果は、職業教育が保育現場での実務に直結していることを示しており、学生たちが卒業後に保育者としての役割を効果的に果たしていることを裏付けている。また、保育所・幼稚園・こども園の園長や施設長との懇談会も定期的実施しており、その際に卒業生の評価に関するアンケートも行っている。これらの活動を通じて、職業教育の効果を測定し評価するだけでなく、得られたフィードバックを基に職業教育の内容をさらに改善し続けている。このようにして、本学は職業教育の質を高め、学生が保育現場で必要とされるスキルを確実に身に付けることができるよう、絶え間ない努力を続けている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

(1) 本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は何回かの改定を経て、令和2年度より次のように定めた。

「教育目的に定める人材を育成するため、保育者になりたいという熱意を持ち、教育目的に向かって不断の努力を惜しまない者、さらには高等学校までの基礎的な学力を有する者を入学者として求める。

このような入学者を適正に選抜するため、多様な選抜方法を実施する。」

この中では「高等学校までの基礎的な学力を有する者」として本学入学までの学習成果を示しているが、これは入学後に卒業までの学習成果を獲得するための必要基礎条件として示している。

(2) 本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学生募集要項の最初のページに明確に記載されている（提出-13-1）。この入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、本学の入学者選抜は、総合型選抜、推薦選抜、一般選抜の三つの主要な方式で行われている。いずれの選抜方式においても、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に忠実に従って実施されており、高校と大学の接続を重視した内容になっていることが特徴である。具体的には、選抜プロセス全体が、受験生が本学での学びに適した能力と意欲を持っていることを確認するように設計されている。また、高校での学習内容が大学での学びにどのように繋がるかを意識した選抜方法が採用されているため、受験生にとっても理解しやすく、納得のいくものであると言える。

(3) 入学前の学習成果の把握と評価については、学生募集要項において詳細に示されている。選抜要項の「選抜方法」には、選考基準が明記されており、選抜試験の実施においても、公正で客観的な判定が行われるように配慮されている。これにより、受験生が自

分の学習成果をどのように評価されるかを事前に把握できるようになっている。公正な判定を行うことで、選抜の透明性が確保され、受験生の信頼を得ることができる。

(4) 入学者選抜は、口頭試問、面接や小論文の内容、筆記試験の結果、またそれらの方法を通じて実施されている。この選抜プロセスでは、入学者受け入れの方針に対応した評価基準が設定されているため、受験生が本学の教育に適した能力と資質を持っているかどうかを正確に見極めることができる。特に、面接、口頭試問では受験生の人間性や将来の目標について深く理解する機会が設けられており、小論文では受験生の思考力や表現力を評価することが可能である。

(5) 高大接続の観点から、入学者の選考基準は「知識・技能」を基礎としつつ、「思考力、判断力、表現力」そして「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ姿勢」が重視されている。このような基準を設定し、明示することで、受験生が自分の強みを活かし、大学での学びにどのように繋げていくかを理解しやすくしている。また、この基準に基づく選抜方法が、入学後の学習においても大いに役立つことが期待されている。

(6) また、授業料などの経費については、選抜要項の「入学手続及び入学時納付金」に詳細に記載されている。これにより、受験生及びその保護者が経費に関する情報を事前に十分に理解し、入学に向けた計画を立てやすくなっている。また、受験に関する問い合わせについては、事務組織である入試・企画グループの職員が適切に対応しており、受験生からの質問や疑問に迅速かつ的確に答える体制が整備されている。

(7) アドミッション・オフィスの機能については、入試・広報委員会と協力して、入試・企画グループの職員が主に担当している。これにより、学生の募集から入学者選抜制度全般（企画・実施）までの業務を一貫して管理し、また広報活動も担当している。これにより、受験生に対して一貫した情報提供が行われ、入学者選抜プロセスの全体像が分かりやすく伝えられている。

(8) 受験に関する問い合わせについては、電話や e-mail を通じて入試・企画グループの職員が対応している。問い合わせの内容によっては、複数の教職員での対応が求められる場合もあり、そのような場合には会議等で打ち合わせを行い、統一的な対応が可能な体制が整備されている。このように、受験生や保護者からの多様な質問に対しても柔軟に対応できるようになっている。

(9) 本学に併設されている浜松学院高校との間では、年二回実施される高大連携協議会や、毎年6月に高校教員を対象に行われる進学懇談会が開催されている（備付-4）。また、各高校で行われる進学説明会等でも意見を聴取し、それらの意見は入試・企画グループや入試・広報委員会で検討されている。これにより、高校との連携を強化し、入学者選抜の改善に役立っている。これらの活動を通じて、高校と大学の連携がより密接になり、受験生に対してより良い入学準備が提供されるよう努力している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6の現状＞

(1) 本学における学習成果は、「学習成果」表として学科の教育課程を構成する各科目についてホームページに明示している。また、オリエンテーションの際には、この「学習成果」表をプリントとして配布し、新入生や在學生に周知徹底している。この学習成果は、人間性、社会性、専門性の三つの育成される力と、それぞれの達成目標から構成されており、非常に具体的である。この目標に従って、学生がどの程度学習成果を達成しているかを査定できる仕組みとなっている（提出-4-3）。このように、学習成果が明確に定められていることで、各科目の担当者は、授業内容を絶えず改善し、達成目標が实际的で測定可能なものとなるよう努めている。このプロセスにより、教育の質が向上し、学生が具体的な目標に向かって学ぶことが可能になるのである。

(2) 学習成果は、一定期間内で達成可能なように設定されている。本学の学生のほとんどが、卒業と同時に幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を取得することを目指している。このため、学生たちは2年間という時間的な制約の中で、多忙な時期を乗り越えながら、必要な知識と技術を身に付けている。その中で、ほとんどの学生が幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の両方を取得して卒業していることから、学習成果に掲げられた達成目標を、2年間で獲得することは十分に可能である。また、授業評価アンケートや学生自身による自己評価を通じて、学習の進捗や成果を測定している。さらに、スポーツデイや子どもフェスティバル、学園祭（大学と合同で開催）、卒業研究発表会などの学校行事における学生の成長も、質的な学習成果の一部として重要視している。これらの活動は、学生の成長を具体的に観察し、評価する機会を提供している。

以下に、「学習成果」表について示す。本学の建学の精神及び教育理念に基づき、幼児教育科の「学習成果」として期待されるのは、「倫理観と向上心を持ち、自己を知るとともに他者を思いやることのできる豊かな人間性、社会の変化に積極的に対応できる常識や教養を持ち、自らを表現し他者と協力してコミュニケーションができる社会性、創造性と実践力を備えた専門性」である。また、学科の教育目的・目標に基づく学科の学習成果は、「自己理解と向上心、他者を思いやる心（人間性）、常識と教養、自己表現力とコミュニケーション力（社会性）、専門知識と技術、実行力と使命感（専門性）」である。

「学習成果」は、「育成される力」と「達成目標」から構成されており、それらは以下の通りである。各シラバスでは、科目ごとにさらに具体的な目標が示されており、学生にはこれらを参考に履修計画を立てることが求められている。学生は、自らの学習においてこれらの力を意識し、目標の達成に向けて励むことが期待されている。さらに、学生自身が学習成果を測定できるようにするため、中間課題や小テストを各科目で実施するなど、授業の構成にも工夫が凝らされている。これにより、学生は自分の学習の進捗を自覚し、達成目標に向かって着実に前進することができるのである。

〈学習成果〉

育成される力		達成目標
人間性	向上心	前向きにやるべきことを設定できる
	自己理解	自分を見つめ、何をできるかがわかる
	他を思いやる心	他人の気持ちになって考えることができる
社会性	常識・教養	社会の中で生きていくために必要な判断ができる
	自己表現力	自分に自信を持つことができる
	人間関係力	他と協力することができるコミュニケーション力
専門性	知識	子どもと幼児の教育・保育、福祉の理論を理解する
	技術	幼児の教育、保育方法に求められる技術を身につける
	実践力	積極的に実行し、活かす
	使命観	責任と誠実さを持っている

(3) 本学では、全ての学習成果が試験によって適切に測定・評価され、その結果は点数（最高点は100点）、評価（S、A、B、C、D）及び成績評価平均値（GPA）として学生に通知されることになっている。これにより、学生は自分の学習成果を具体的な数値と評価で把握できるようになっている。また、学習成果は単位取得率や成績評価平均値（GPA）によっても評価されているが、本年度は、1年生と2年生のいずれもが非常に高い単位取得率を示しており、これは学生たちが学習成果をしっかりと達成していることを示している。原則として、全科目を対象に年二回の授業評価アンケートを実施し、その結果を基に教育内容の改善を積極的に行っている（備付-7）。これにより、学生の声を反映した質の高い教育が提供され続けている。

さらに、休学者を除くほぼ全ての学生が卒業要件の単位を取得しており、学位取得率はほぼ100%に達している（備付-18-3、18-4）。これにより、本学の教育課程が効果的に機能していることが示されている。また、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得率も非常に高く、ほぼ100%に近い水準であることが確認されている。これらの高い免許及び資格の取得率は、学生が専門的な知識と技能を確実に身に付けていることを示している。就職に関しても、本学の学生は高い水準で専門職への就職を果たしており、公務員試験に合格する学生もいる。これらの数値から、本学における学習成果が非常に高いレベルで測定可能であることが明らかである。

さらに、2年生はゼミナールにおいて卒業論文（ゼミナール・レポート）を作成しており、これにより最終的な学習成果が測定されている（提出-1-1）。卒業論文は、学生がこれまでに学んだ知識や技能を総合的にまとめ、深く考察する機会を提供している。その成果は、卒業研究発表会で全員が発表しており、これは学生が自らの学びを他者に共有する重要な場となっている。発表会では、学生たちが自身の研究をプレゼンテーションし、質問やフィードバックを受けることで、さらに学びを深めることができている。このように、本学では、学習成果が多角的に評価され、学生たちが着実に成長できるようなシステムが整えられている。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

(1) 本学で測定できる学習成果の量的データには、前期及び後期の期末に実施される定期試験（レポート試験、実技試験を含む）での知識や技術に対する評価、GPA の分布、単位取得率、学位取得率、そして幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得率などが含まれる。これらのデータは適時、学生に通知されるだけでなく、個人情報に影響しない数字については本学のホームページ上でも明確に公開されている。例えば、学位取得率は非常に高く、休学者を除くと 99.1%に達しており、これは高い水準を維持している。また、幼稚園教諭免許状の取得率は 98.1%、保育士資格の取得率は 99.1%と、どちらも非常に高い数値を示している。このような高い取得率を毎年維持し、さらには 100%に近づけるために、科内では常に情報を共有し、各科目やカリキュラムの改善を検討し続けている。さらに、単位取得率においても、ほとんどの科目で 90%以上の取得率を記録しており、これも非常に高い水準である。これらの成果は、学生一人ひとりが自分の学びの進捗を振り返り、達成したことや不足している部分を把握するための教職カルテや履修カルテによってもサポートされている。この振り返りのプロセスは、学生が自己評価を行い、今後の学習における目標設定に役立てることができるよう工夫されている。

(2) 全国学生調査、卒業時学生満足度調査、卒業生調査、卒業率、就職率などの調査結果も、学内での学習成果を評価し改善するために活用されている（備付-9、10-1、10-2）。これらのデータは運営会議で検討され、今後の教育方針やカリキュラムの改訂に反映される。このように、各種調査結果を基にして教育内容の質を高めるための取組が行われている。これにより、本学の教育プログラムが常に最新の学生のニーズや社会の要求に適応することが可能となっている。

(3) 学習成果については、量的データ及び質的データに基づいて評価が行われているが、公表されているのは一部に限られている。各科目で目指す学習成果については、シラバスの「授業の到達目標」に具体的に記載されており、年度の初めに行われる学年別のオリエンテーションで学生に周知されるようになっている。これにより、学生は自分の学習の目的と達成目標を明確に理解し、それに向けて学習を進めることができる。また、授業によっては、学習成果を物理的に表現する方法として、廊下に作品を展示したり、ミニコンサートを開催したりすることも行われている。これにより、学生は自分の学びを他者と共有し、実際に見てもらえる機会を得ることができる。また、卒業研究発表会を開催することで、学生たちが自分の研究成果を発表する場を提供しており、これは学外に対する成果の発信の一環ともなっている。加えて、学外に対しても、子どもフェスティバルを通じて

学習成果を広く表明している。このように、学習の成果を総合的に発揮するものとして、「実習」及び「ゼミナール」がカリキュラムにおいて重要な位置を占めている。これらの科目は、学生が実際の現場での経験を積みながら、学んだ知識や技能を統合して実践する機会を提供している。

幼児教育科「実習」及び「ゼミナール（卒業研究）」科目の一覧

領域	授業科目の名称	授業形態	履修単位
教育実習	教育実習Ⅰ	実習	1
	教育実習Ⅱ	実習	3
	教育実習事前指導	講義	1
	教育実習事後指導	講義	1
保育実習	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2
	保育実習Ⅰ（施設）	実習	2
	保育実習Ⅱ（保育所）	実習	2
	保育実習Ⅲ（施設）	実習	2
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1
	保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1
	保育実習指導Ⅱ	演習	1
保育実習指導Ⅲ	演習	1	
ゼミナール科目	ゼミナールⅠ	演習	1
	ゼミナールⅡ	演習	1
	ゼミナールⅢ	演習	1

「実習」では実習の事後指導において、ゼミナールでは「卒業研究発表会」等によって総合的な学習の成果をまとめて、発表等を行っている。「ゼミナール」（卒業研究）は、学生全員に卒業論文（ゼミナール・レポート）の作成を課しており、ゼミナールごとに全員のゼミナール・レポートをまとめて製本している。このような発表の内容や冊子を通すことによって、学習成果を学内に表明している。

学習成果の質的データは、学生が授業を受ける前や授業を受けた後などに「必要な資質能力についての自己評価」を基にして、自己評価している。学習成果の質的データの指標として、学生には、各教科の学習において、「必要な資質能力についての自己評価」を授業を受ける前や授業を受けた後などによく読んで自己評価をすることを求めている。なお、各科目で目指す学習成果はシラバスに明示してあり、各科目のシラバスは必ず目を通すように指導している。

この他の量的・質的データの評価としては、「全国学生調査」及び本学で前・後期末に学生に対して実施している「授業評価アンケート」や「卒業時満足度調査」からその効果を測定・評価している。また、「全国学生調査」や「卒業時満足度調査」の結果を閲覧し、学生指導や学生指導の改善など今後の改善に取り組んでいる。なお、学生の授業評価アンケートでは、授業内容の習得度自己評価を書かせる等により学習成果の把握に努めている。

卒業時満足度調査や、授業評価アンケートの結果はホームページで公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

(1) 本学の卒業生の就職先における評価については、就職活動の求人や採用の際に教職員が直接訪問することに加え、実習訪問の際に幼稚園、保育所、施設関係者からのフィードバックを聞き取ることを重視している。また、定期的に保育所、幼稚園、こども園の園長や施設長との懇談会を実施しており、これらの機会を利用して、卒業生の評価に関するアンケートを実施している。このアンケートは、懇談会の終了後に回収され、得られた結果は詳細に検討される。アンケートの質問項目には、「1. 卒業生の勤続年数別の人数」、「2. 本学で身に付けて卒業してほしい保育者としての力」、「3. 最近の卒業生に対する満足度」、「4. 本学への要望」が含まれている。このように、卒業生に対する評価を具体的に把握するための努力が続けられている。このアンケート結果からは、本学の卒業生が各園で概ね良好な評価を受けていることが読み取れる。これらの結果を基に、教育の改善に向けた議論が進められる。特に、社会福祉施設等に対するアンケート実施が今後の課題として挙げられており、社会福祉施設などからのアンケート結果を通してさらに深い理解と改善が期待される。

(2) 懇談会やアンケートを通じて聴取した結果は、まず就職委員会で検討される。その後、運営会議でこれらの情報が学習成果の点検に活用されるのである。このようにして得られたフィードバックは、全学に共有され、特に実習委員会と密に情報を共有することで、実習の事前指導及び事後指導に役立てられている。これにより、学生が現場に出る前後のサポートが一層充実し、実践的な学びの質が向上する。さらに、これらのフィードバックは教育課程の改訂にも反映され、学生がより適切なスキルと知識を身に付けることができるような教育が提供されるよう努められている。このように、卒業生の就職先からの評価は、学内の教育の質を向上させるための重要なデータとして活用されている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学習成果を学生本人が自覚できるよう、様々な工夫をしているものの、近年教員からの評価と自己評価の乖離が見られる学生が目立つ。今後、学生自身が一層適切に自己の学習成果を把握できるような方策を考える必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

【共同授業】

共同授業とは、静岡県西部地域の7大学【静岡大学、静岡文化芸術大学、常葉大学（浜松キャンパス）、聖隷クリストファー大学、浜松学院大学・短期大学部、静岡理工科大学、静岡産業大学】及びふじのくに地域・大学コンソーシアム西部地域連携事業実施委員会が

協力して、共同で行う授業である。この授業は、レポート及び出席状況等による成績基準を満たせば単位の取得ができる。

なお、授業は、共同授業の参加大学の教授陣によって、オムニバス形式で行われ、7大学の学生のみでなく、一般市民も授業を受けることができる。

令和5年度の実績は、本学では、8名が単位を取得している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 1-1 2023 年度入学生用 「学生便覧」
- 1-2 「キャンパスガイド 2024」
- 12-1 「キャンパスガイド 2023」
- 13-1 「選抜要項」 (2024)
- 13-2 「入学志願票」 (2024)
- 13-3 「選抜要項」 (2023)
- 13-4 「入学志願票」 (2023)

提出資料-規程集 93 浜松学院大学短期大学部外国人留学生規程

備付資料

- 7 Web サイト「授業評価アンケート」
- 9 卒業生アンケート結果
- 10-1 卒業時学生満足度調査結果
- 10-2 全国学生調査結果
- 11 就職先からの卒業生アンケート集計結果
- 13-1 「選抜要項」 (2024)
- 13-2 入学手続要項
- 14-1 入学前教育プログラム「HGU ラーニング」について
- 14-2 「入学前ピアノ講座」についてお知らせ
- 15-1 「入学式のご案内」
- 15-2 「入学予定者のみなさまへ～入学式・オリエンテーションのご案内～」
- 15-3 「「とぎれない学生サポート」体制のために
—学生相談委員会の機能強化ネットワーク—
- 16 学生台帳
- 17-1 過去 3 年の就職先 (R5, R4, R3 年度)
- 17-2 令和 5 年度 就職指導スケジュール
- 18-1 GPA の分布状況図 (全体)
- 18-2 GPA の分布状況図
- 18-3 令和 5 年度 1 年生単位取得率一覧表
- 18-4 令和 5 年度 2 年生単位取得率一覧表

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1-①) 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。全科目のシラバスに成績評価方法及び成績評価基準を明記しており、本学の学位授与の方針、学則及び履修に関する規程に対応した成績評価基準に従って、学習成果の獲得状況を、適切に把握した上で評価している。成績評価基準は、本学の履修に関する規程に明記があり、この規程にある基準を基に、学生の学習成果の獲得状況を評価及び把握している。

(1-③) また、学生による授業評価アンケートを定期的に受けている(備付-7)。授業評価アンケートでは、「1. 授業へ臨む態度」「2. 授業に関する知識や技術の習得」「3. 授業のテーマや目的の理解」「4. 授業の進度」「5. 授業内容の理解」「6. 授業における教員の指導について」「7. 専門的な知識や技能の習得」「8. 学習成果」「9. 学習成果の

具体的内容」「10. 授業の満足度」「11. 授業についての意見、感想等」の項目を設けている。授業評価アンケートは、各学期の後半の一定期間に、学生にポータルサイトから回答させている。

これらの設問の回答結果を踏まえ、各教員は、授業改善報告書を作成している。この報告書では、授業改善に当たって考慮すべき点を具体的に述べ、その上で、前年度授業評価アンケート集計結果を踏まえた授業改善の結果報告をまとめている。このように授業評価アンケートを基にした、授業改善のためのPDCAサイクルを実行し、授業改善に活用している。なお、その結果報告書は、一定期間学生に公開している。

授業評価アンケートの結果として、Q1～Q7では、おおむね高い数値となっている。また、「Q9」の総合的な満足度の問いでは平均4.26とすべての設問の中で最も数値が高かった。学生の授業の満足度は高いと言え、今後も継続してよりよい授業を行っていただけるように努めなければならない。

さらに、「Q8 (1) この授業を受けて、どのような学習成果が身につきましたか？【複数回答可】」の学習成果については、平均値に1年生と2年生で若干の相違が見られるが、「1. 保育への姿勢・責任感・誠意」が43.9%、「2. 保育者としての生活習慣・他への配慮・協力」が34.8%、「3. 保育の技術・力量」は47.0%と保育者、保育に関する学習成果の数値が高く、幼稚園教諭・保育士の養成に必要なものを身につけることができていると考えている。また、「5. 新しい考え方・発想」が34.5%と新しいことが発見できるなど学習前より学習後の方が新しい考え方や発想ができるようになってきていると考えられる。自由記述欄にも肯定的な意見などが多く、授業に関する満足度は高いと思われる。

(1-④) 授業内容については、同じ授業を複数の教員が担当する場合に、授業担当者間で授業内容を確認し合い、授業の進め方や学習成果の獲得状況、成績評価の方法についての意見交換や打ち合わせを随時行っている。このような定期的なコミュニケーションにより、授業担当者間の意思の疎通が図られ、協力と調整が円滑に行われている。これにより、授業内容が一貫性を保ち、学生が混乱することなく学びを進められるようになっている。

また、関連する授業科目の担当者間でも、授業内容をより深く検討し、充実した内容となるように調整を行っている。このプロセスでは、授業の進捗についても調整が行われ、全体のカリキュラムに対する一貫した教育が提供されるよう努めている。これにより、学生は各科目間で連携の取れた教育を受けることができ、学びの全体像を把握しやすくなるのである。

(1-⑤) 教育目的及び目標の達成状況については、成績評価の状況や実習評価の結果を通じて随時意見交換や打ち合わせを行っている。これにより、教員は学生がどの程度目標を達成しているかを把握し、それに基づいて教育内容をさらに改善するための議論を行っている。例えば、実習評価の結果は、学生が実際の現場でどのように学びを適用しているかを評価する重要な指標であり、これを基にして授業内容の見直しや改善が図られる。こうした意見交換と連携により、教育の質が継続的に向上し、学生の学習体験がより豊かになるのである。

(1-⑥) 学務グループ職員及び教務委員会の担当教員が中心となり、学生に対して定期的にガイダンスやオリエンテーションを通じて履修及び卒業に至るまでの指導を行っている。1年生には、入学時と前期終了時、後期終了時に履修の指導や卒業までの道筋を示す

ガイダンスを実施している。これにより、新入生が大学生活に適応し、学習を効果的に進めるためのサポートが提供されている。また、2年生に対しても、2年次への進級時及び前期終了時に、履修や卒業に至るまでの指導をガイダンスの中で行っている。

これらの指導は、学生が自分の学習進捗を確認し、適切な目標設定と計画を立てるための助けとなっている。さらに、ガイダンスを通じて学生が自己評価を行い、自分の学びを振り返る機会を提供している。これにより、学生は自分の学習状況を常に把握し、必要なサポートを受けながら目標に向かって進むことができる。

(2) 本学において、事務職員は学習成果の獲得に向けて、非常に重要な役割を果たしている。彼らのサポートと協力により、学生は効果的に学び、目標を達成することが可能となっている。

(2-③) 学生への履修指導に関しては、学務グループの職員及び教務委員会の担当教員が中心となり、学生一人ひとりに対して適切な指導と支援を行っている。これにより、学生は自分の進路に合わせた履修計画を立てることができ、2年次への進級や卒業に向けて必要な学習成果を確実に獲得することができるようになっている。個々の学生に応じたきめ細やかな指導を行うことで、学生の学習経験が豊かになり、効果的な学びを促進することが可能となっている。

(2-②) 学務グループ(教務担当)では、学生の履修状況を常に把握しており、例えば、授業に連続して2回欠席、または合計で3回以上欠席した学生がいた場合、授業担当教員から学務グループ(教務担当)に連絡が入る仕組みを整えている。その後、教務担当教員とゼミナール担当教員が協力して、その学生に対して適切な指導と支援を行うようにしている。また、教育実習や保育実習においても、必要な科目の修得状況や授業への出席回数などの履修条件を詳細に把握している。このような取組を通じて、教育目的や目標の達成状況を的確に把握し、評価している。

(2-①) 学務グループ職員は、カリキュラムマップの作成や授業科目のナンバリング、学習成果の一覧表の作成に関与している。さらに、教務委員会のメンバー同士で定期的に打ち合わせやすり合わせを行い、学習成果の認識を深めている。これにより、学習成果の獲得に大いに貢献している。これらの活動を通じて、学生がどのような成果を目指しているかを明確に理解し、その成果を効果的に達成するためのサポートを行っている。

(2-②) 学務グループ職員(特に教務担当)は、学生便覧の作成やホームページへの情報掲載を通じて、学生に対して重要な情報を提供している(提出-1-1)。また、教務委員会や運営会議、教授会などの会議においても、意見交換や議論を通じて、教育目的や目標の達成状況を把握している。これにより、教育の質を高め、学生の学習成果を最大限に引き出すことを目指している。

(2-③) 学務グループ職員(教務担当)は、学生に対して定期的に履修及び卒業に至る指導を行っている。1年生には、入学時と前期終了時、後期終了時にガイダンスやオリエンテーションを実施し、履修計画や卒業までの道のりを示している。また、2年生にも、2年次への進級時と前期終了時に履修及び卒業に至る指導を行っている。これらの指導により、学生は自分の学習計画を明確にし、目標に向かって着実に進むことができるようになるのである。

(2-④) 学生の成績記録は、規程に基づいて適切に保管されている。電子媒体の成績データは、セキュリティのために UserID と Password を必要とするシステムに保管されており、紙媒体の成績記録は施錠可能なロッカーに保管されている。このような保管方法により、学生の個人情報保護され、成績記録が安全に管理されている。

(3-①) 図書館職員は、学生の学習をサポートするために様々な活動を行っている。入学時の利用ガイダンスや進級時の図書検索講座を通じて、学生が図書館の利用方法を学ぶ機会を提供している。また、学生及び教員からの購入希望図書の受付、ライブラリーメイトによるイベントの支援、ニュースの発行、テーマごとの図書展示、リファレンスサービスなども実施している。これらの活動により、学生が必要とする情報を効果的に得ることができ、学習成果の獲得に貢献している。

(3-②) 短期大学部が所在する住吉キャンパスの図書館施設は、「ラーニング・ラウンジ」として位置付けられ、職員が常駐している。このラーニング・ラウンジでは、布橋図書館の図書資料も検索できるシステムが導入されており、デリバリーサービスを通じて利用できるようになっている。また、図書室には Wi-Fi が完備されており、学生は Wi-Fi スポットとして自由に利用することができる。教職員も、授業で必要とされる参考図書の情報を図書館に伝えたり、ゼミナールの時間に図書館利用のガイダンスを行ったりして、学生の利便性を向上させるための努力をしている。

(3-③) 教員は研究室で1台以上のパソコンやプリンタを利用しており、授業用のネットワークに接続して、資料の準備やリモート授業にも対応している。特に、リモート授業を円滑に行うために、短期大学部では Zoom の有料アカウントを用意し、必要に応じて教員に貸し出すことで、オンライン授業がスムーズに実施できるように準備している。職員も、デスクで1台のパソコンを使用して事務系のネットワークに接続しており、複合機などのプリンタもネットワークを介して利用している。このようにして、教員と職員が協力して、学生の学びを支えるためのインフラを整備している。

(3-④) 学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進するため、学内 LAN や Wi-Fi の設備を充実させ、さらにラーニング・ラウンジに Wi-Fi スポットを設けるなど、適切に活用し、管理している。これにより、学生はいつでもどこでも学習に必要な情報にアクセスできる環境が整備されており、学習の利便性が大幅に向上している。

(3-⑤) 教職員は、必要に応じて、教育課程及び学生支援の充実を図るために、コンピュータ利用技術の向上に努めている。特に、遠隔授業が必要な場合には、そのための研修を実施し、教職員がリモート環境での教育に対応できるように準備している。また、学生への情報伝達を円滑に行うためのポータルサイトの活用を推進し、スムーズに利用できるように情報処理担当教員が適宜説明と指導を行っている。これにより、教職員一人ひとりのスキルアップが図られ、教育支援の質が向上している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

(1) 入学手続者に対しては、本学ではホームページやキャンパスガイド、オープンキャンパスなどの多様な方法を通じて、授業内容や学生生活に関する詳細な情報を提供している(提出-1-2、12-1)(備付-13-2、15-1、15-2)。具体的には、入学前教育としてオンライン学習システムである「HGU ラーニングベーシックコース」を用いて、国語、数学、英語、社会、理科の5教科の基本部分の復習を行わせることで、学習の土台を固めることを目的としている(備付-14-1)。また、ピアノ講座も経験別のクラスに分けて実施し、音楽技術の向上を図っている(備付-14-2)。これらの取組を通じて、学生が学習成果を効果的に獲得できるようにしており、さらに、学生便覧やホームページを活用して、学習内容を常に確認できるようにしている。

(2) 新学期が始まると、最初にオリエンテーションとガイダンスを行い、学生に対して履修登録の方法や履修計画の立て方などの重要な情報を提供している。これにより、学生が自分の学びを計画的に進めるための基盤が築かれる。

(3) オリエンテーションやガイダンスの際には、学習の動機付けに焦点を合わせた説明を行っている。具体的には、基本教育科目である教養科目の履修の意義や選択方法について説明し、学生が将来の職業に向けた学習の動機付けを高めるように努めている。また、実習の指導や心構えについても詳しく説明し、学生が自分の目指す職業に就くためにどのように学ぶべきかを理解できるようにしている。

(4) 本学では、1年次に学生便覧を発行し、全ての学生に配布している。この学生便覧には、履修に関する情報や学生生活に関するガイドラインが記載されており、学生が2年間の学びの中で参考にする重要な資料となっている。また、シラバスをホームページ上で閲覧できるようにし、学生が自分で履修登録を行えるようにしている。学生には、シラバスをよく読んで履修登録を行うよう指導しており、これにより学生が自分の学習計画を効果的に立てることができる。

(5) 基礎学力の維持と向上を図るために、HGU ラーニングを活用している。入学前教育として提供される「HGU ラーニングベーシックコース」を継続して、初年次教育として「HGU ラーニング・ステップアップコース」を実施している。これらのコースは、職業教

育の基礎としても位置付けられており、学生が専門科目を理解するための基盤を強化することを目的としている。1年次の4月から8月にかけて、集中的に基礎学力の向上を図ることで、学生がその後の専門科目をより深く理解できるようにするのである。さらに、2年次の5月と6月には、就職試験に直結した内容の音楽講座を実施している。特に、ピアノの演奏技術を獲得する授業については、学生の個々の力量に応じたレッスンを提供するよう配慮している。これにより、学生一人ひとりが自分のレベルに合った指導を受け、技術を向上させることができる。

(6) 学生の学習上の悩みや相談には、随時対応する体制が整備されている(備付-15-3)。本学では、教務委員会の教員が主に適切な指導助言を行う体制をとっており、事務局の学務グループも学生の指導助言に対応できる体制を整えている。また、オフィスアワーを導入しており、専任教員が学生からの学業や就職に関する相談、学生生活に関する質問や悩みを受け付ける時間を設けている。これにより、学生が学習成果を効果的に獲得できるように、必要なサポートが提供されている。

(7) 本学では、通信教育を行う学科は存在していない。

(8) 優秀な学生に対する学習支援として、前学期の成績評価平均値(GPA)が3.00以上の学生には、通常の24単位の履修上限を26単位に引き上げる制度がある(備付-18-1、18-2)。また、教職課程及び保育士養成課程を履修する学生で、前学期の成績評価平均値(GPA)が3.00以上の者には、通常の28単位の履修上限を30単位に引き上げている。これにより、成績評価平均値(GPA)が高い学生は通常よりも多くの授業を履修できるようになっている。また、意欲のある学生に対しては、授業外でも公務員講座などの特別な支援を提供しており、個別のニーズに応じた対応が行われている。

(9) 本学では、留学生の受け入れを行っているが、近年では実績がなく、留学生の派遣も行っていない(提出-規程集93)。

(10) 学習成果の獲得状況を示す質的データとして、授業評価アンケートを基に学生が書いている意見を収集し、それをもとに学習支援方策を見直している。各教員は、授業評価アンケートの結果を踏まえて授業改善報告書を提出し、それを基に授業の改善に努めているが、来年度からは、委員会において組織的に点検を行う計画が進められている。これにより、教育の質をさらに向上させることを目指している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

(1) 本学では、学生の生活支援を目的とした組織として、学務グループ（学生担当）と学生委員会（教職員組織）を設置している。これらの組織は、教職員が協力して学生を支援する体制を構築しており、学生が充実した学びと生活を送ることができるよう努めている。特に、学務グループ職員と学生委員会の教員が協力して、学生の生活全般にわたる支援を行い、学生が安心して学べる環境を提供している。

(2) 学生生活の充実を図るために、本学では多くの学校行事や活動を提供している。具体的には、フレッシュマンキャンプ、スポーツデイ、子どもフェスティバル、さらには「共創祭（学園祭）」（浜松学院大学との共催）への参画がある。これらの行事には、学生が主体的に参加し、企画運営を行うことが奨励されている。学務グループの職員は、これらの活動をサポートし、学生が主体的に参画できるよう支援している。また、学友会活動も再開され、各ゼミナールから担当学生が選出され、積極的に活動している。これらの行事や活動を通じて、学生はコミュニケーション能力やリーダーシップを育成する機会を得ている。また、本学は、静岡県内の短期大学交流会の中核メンバーとして、その計画と運営に携わっており、地域社会との連携を強化している。さらに、サークル活動の再活性化を目指し、令和6年度から地域活動への貢献を視野に入れたボランティアサークルが設立されている。サークルには顧問として専任教員を配置し、学生と教員のコミュニケーション促進や安全管理を図っている。

(3) 学生の生活を支える施設として、学内には学生会館内に学生食堂と売店が設置されている。これらは朝9時から18時まで営業しており、学生の食事や日用品の購入をサポートしている。また、キャンパス内には清涼飲料水の自動販売機も2台設置されており、学生が手軽に飲み物を購入できるようになっている。これにより、学生は快適なキャンパスライフを送ることができている。

(4) 本学の学生の大多数は、遠州圏域（静岡県西部）から高校卒業後に途切れることなく新卒で入学し、主に自宅から通学している。ただし、一部の学生は自宅を離れて下宿生活を送っており、そのため、本学ではアパートなどの住居の斡旋も行っている。これにより、遠方からの学生も安心して生活をスタートできるのである。

(5) 交通手段の面でも学生の利便性を考慮し、キャンパスには2つのバス路線の停留所があり、通学に非常に便利である。また、公共交通機関を利用しにくい学生のために、キャンパス近くには屋根付きの広々とした駐輪場が設置されており、自転車通学が保障さ

れている。さらに、自家用車で通学する学生には、低価格で利用できる学生駐車場が用意されており、これにより幅広い通学手段が提供されている。

(6) 近年は、家庭的の経済状況の厳しい学生が多くいる現状から、各種の奨学金制度も充実を図っている。日本学生支援機構の貸与型及び給付型の奨学金はじめ、浜松市などの公的機関の行う奨学金制度は、年度初めのオリエンテーションやガイダンスで学生に十分に周知している。それに加えて、静岡県保育士修学資金の利用活用も積極的に行っており、これまでも本学学生の8~9割が受給されており、世帯収入の制限が付された令和5年度においても約60%の学生が利用している。

同時に、本学独自の経済支援(奨学金等)体制も整えている。本学には、無利子で毎月3万円を2年間貸与する一般奨学金及び半期の校納金相当額を無利子で貸与する特別奨学金がある。

また、選抜(入試)試験の段階から、前述のように多様性をもって、学生とその家族の経済支援を行っている。さらに、1年次の成績優秀者に対して、優秀者特別奨学金制度(進級時成績優秀生)による10万円の奨学金の授与を行っている。このように、金銭面で保育者になる夢や希望を逸してしまうことのないよう、相当の留意を図っている。

(7) 学生の心身の健康維持向上の対策としては、毎年4月には、心身の健康診断を行い、特に注意を要する疾患や障害をもつ学生への支援のありかたに関しては、教授会で情報共有し、教員間での学生支援へのコンセンサスを図っている。ゼミナール担当教員においては、学習支援だけではなく、学生生活の状況などもできる限り、その状況を把握するように心がけ、個々の学生にあった支援を行うようにしている。

加えて、学生相談支援の体制をより強化するために、短期大学部独自の相談支援体制を設けている。学生委員会に属する学生相談委員長(臨床心理士・公認心理師)をスクールソーシャルワーカーとして、学内の保健相談室専門員(養護教諭)を支援コーディネータとして位置付け、嘱託の学生相談員(スクールカウンセラー)と連携しながら、ゼミ担任・クラス担任をサポートして、学生支援を行っており、場合によっては外部の医療機関や福祉行政機関等への紹介状等を書く等の連携も行っている。

この相談支援体制については備付資料のとおりである。

(8) 学生生活の満足度を評価するために、本学では入学時と卒業時に学生生活満足度アンケートを実施している。このアンケートの結果は、学生生活の質を向上させるための貴重なデータとして活用されている。

(9) 現在のところ、留学生は在籍していないが、留学生の受け入れ体制は整備されている。

(10) 本学には、社会人入学や長期履修の学生は比較的少ないが、これらの制度も整備されている。選抜(入試)から学位取得までの全過程において支援が行われており、幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格を取得して卒業する社会人学生も存在する。

(11) 他方、障がい者への支援体制としては、法人挙げでの障害者差別解消法への意識向上の啓発をしていることを受けて、「障がいを理由に学びが阻害されない」理念を徹底している。具体的には、身体障がいへの対応としては、校舎に手すりを設置し、多目的トイレも設置している。加えて、当該学生の求めがあれば、教職員のすべてが速やかに対応するように「合理的配慮の提供」の理念に即した啓発も行っている。同時に、近年その数

が増加しているとされる発達障がいのある学生や、明確な診断を有しない特性のある学生、そして重症アレルギーや読み書き困難のあるような学生に対しても、充実した学生生活を送れるように、当人・父母等と入学前の段階から納得いく協議を重ねて合理的配慮を行っている。そのために、本学挙げて「合理的配慮委員会」を組織し、教務委員会と学生委員会を情報交換しながら、配慮を要する学生に関しては遺漏ないように、教授会等でも共有を図って、保育者を目指す学生の社会的障壁を取り除くことを、全学的に行っている。

(12) 長期履修を望む学生に対しても、入学前からのアナウンス(入学時の文書に添付)しているのはもちろん、入学後にそのような希望があった際にも適切に対応できるように、クラス及びゼミナール担当教員の細やかな見守りと言葉がけを周知して、教務担当教職員との意思疎通を図るようにして、各々の学生にとって最適な学修環境を整備するように努力している。令和6年度からは長期履修生コースを設置している。

(13) 学生生活で学んだ成果を社会的に発揮する機会として、本学の附属機関である子どもの未来創造センターが主催する養成講座に、ボランティアとして参加することが奨励されている。また、前述のボランティアサークルと連携して、地域社会に貢献する活動も並行して行っている。このようにして、学生が学んだ知識とスキルを実社会で活かし、地域社会に積極的に貢献する機会が提供されている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

(1) 本学では、建学の精神と教育理念に基づいた「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に即して、学生の就職支援を行っている。具体的には、教職員で構成される就職委員会と事務組織であるキャリア支援グループが協力し、就職支援に関する委員会を定期的開催している。この委員会では、学生の就職指導に関する計画の立案や実施状況の確認が行われている。教員はゼミナールの学生を中心に、就職活動に関する助言や支援を提供しており、学生一人ひとりが自分の目指すキャリアに向けて効果的に準備を進められるように努めている。

(2) 本学には、就職資料室が設置されており、学生が自由に求人票や各園の資料、就職試験の問題集など、就職に関する資料を閲覧・活用できる環境が整えられている。特に、「就職試験報告書」は過去約10年間分が園ごとにファイリングされており、学生が就職試験を受験する際に非常に有用な情報源となっている。また、1年次から卒業後まで活用で

きる「就職のてびき」を配布しており、これは就職活動に関する実践的な内容が事細かに掲載されている。この就職資料室では、個別の学生からの就職相談にも対応しており、学生の履歴書の添削、就職面接の指導や模擬面接の実施も行っている。これにより、学生は就職活動のあらゆる段階で支援を受けることができ、自信を持って就職活動に臨むことができるのである。

事務室内のキャリア支援グループでは、模擬面接や履歴書の添削といった直接的な支援だけでなく、「求人票の受付・掲示・管理」、「就職関係書類の手続き・配布・管理」、「調査・統計」などの業務も行っている。「求人票の受付・掲示・管理」については、求人票をWeb上で管理し、配信している。また、掲示板には簡易版の求人票を貼り出しており、学生が現在の求人状況をすぐに確認できるようにしている。「就職関係書類の手続き・配布・管理」については、進路希望調査票、受験連絡票、進路内定届などの書類の配布と管理、さらに卒業見込証明書などの証明書類の発行手続きを行っている。「調査・統計」については、就職内定状況などの各種調査統計を実施しており、これらのデータは文部科学省や静岡労働局などの外部機関に提供されている。

また、学生がいつでもどこでも求人情報を確認できるように、求人票のウェブ配信システム「Jnet」を活用している。これにより、学生は自宅や外出先からでも、最新の求人情報にアクセスし、自分の希望する職種や勤務地の求人を効率的に探すことができる。これらの取組を通じて、本学は学生が自分の将来に向けてしっかりと準備し、希望するキャリアを実現できるようにサポートしている。

(3) 学生のほぼ全てが保育士又は幼稚園教諭を将来の職業として目指していることから、それに即した「就職ガイダンス」をはじめ、「就職体験報告会」や「マナー講座」、「メイク講座」などの様々な就職支援を就職スケジュールに沿って1年次より2年次の卒業間際まで行っている(備付-17-2)。また、公務員試験対策として公務員講座を年30コマ行っている。受講者の中から公務員試験合格者も出ている。さらに、2年次の5月、6月に就職試験に直結した内容の音楽講座を実施している。

(4) 令和5年度の就職内定率は100%であった。過去3年間はコロナ禍の影響で様々な行動制限等があり、大変な状況であったが就職内定率100%を達成し続けている(備付-17-1)。

(5) 進学、留学を希望する学生については、各ゼミの教員とキャリア支援グループの職員で個別に指導している。令和5年度は進学者1名、留学者0名であった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

教職員の情報リテラシーには差があるため、互いの活用事例を紹介しあうなどして、各自のスキルアップを図る必要がある。

また、一般的な学生相談(学生の身体面での相談活動や精神保健相談)への対応は、前述のように教職員を上げての体制がなされつつあるが、他方で学生からの学習上の悩みの相談については、個々の教員がその都度対応している現状であるので、今後はその体制作りも整えていくことが、今後求められる課題である。

なお、優秀な学生に対するさらに高度な内容の学習指導についての対応を、今後も検討していくことも課題であろう。

学生の相談内容の多様化が進んでいる現状を踏まえて、教員間又は教務委員会・学生委員会・就職委員会、そして学生相談委員会といった部署との連携を図るようにしているが、個人情報への配慮をしながらも、さらにきめ細やかな対応が必要になると思われる。

経済的状況により、在学が危ぶまれる学生も増えており、これまで以上に早めの支援を行うことが急務である。奨学金制度を整備していくと同時に、学生がより周知できるように、これまで以上に、教職員に学生が相談しやすい体制を整える体制強化もさらなる課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

成績優秀について、学生支援をする目的で、進級時成績優秀賞を制定している。

【進級時成績優秀賞(優秀者特別奨学金制度)】

1年次の成績上位者(5名程度)を進級時成績優秀賞(優秀者特別奨学金制度)として表彰し、10万円を授与している。この優秀賞を授与された学生たちはこの賞を励みとして勉学・学生生活・学校行事へ積極的に参加するなど意欲向上につながっている。なお、令和5年度の該当者は6名であった。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「教育資源の有効活用については、成績評価の基準を、4段階から5段階にすることとし、具体的には、「優」の上に「秀」評価を設ける。成績評価を5段階にすることで、より厳格に成績を評価できることに加えて、学生の質的保証の客観的事実を明確にしたい。なお、成績評価平均値（GPA）を導入し、進級要件や卒業要件、実習への派遣などに活用することも計画している段階である。

学生生活支援については、学友会室の整備、学生の空き時間の居場所の提供などを今後も検討をしていきたい。」が前回の行動計画である。

この前回受審時の行動計画について、「成績評価の基準を、5段階にすることについて」は、教務部会で議論をしてメリット、デメリットを整理し、決定し実施している。成績評価の基準を5段階にして、「優」の上に「秀」の評価（90～100点）を設けたことで、より厳格に成績を評価できるようになった。また、それに伴い、「優」は80点から89点とした。

成績評価平均値（GPA）の導入についても同様に、平成29年度から実施している。令和4年度からはキャップ制を導入した。前学期の成績評価平均値（GPA）が3.00以上の者は、次学期における履修可能な単位は上限26単位とした（通常は上限24単位）。教職課程及び保育士養成課程のいずれかの履修者で前学期の成績評価平均値（GPA）が3.00以上の者は、次学期における履修可能な単位数は上限30単位とした（通常は上限28単位）。これにより、成績評価平均値（GPA）で高い数字を得た者は、通常より多くの授業を履修できる。また、成績評価平均値（GPA）が1.00未満の場合は科長の指導等が行われるなどに活用されている。

また、学生支援については、図書館の分室やラーニングコモンズ・ラーニングラウンジを短大の校舎内に設置し、学生が図書資料の貸与をしやすくなったり、学習する場を確保したりすることが容易となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程関連の課題については、継続して、建学の精神（教育理念）や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、教育目標等が達成できるよう、学生の現状等を参考に点検していく。

特に、自己点検・評価のためのアセスメントの手法・方法について点検・改善を検討していく必要がある。

学友会が積極的に活動していない状況であることから、学生の自主的活動に対する支援について、その関心や動機付けの喚起に対する一定の働きかけを、地域活動への参画や他大学との交流・連携等と併せて推進していき、短期大学の特色づくり、学生の満足度向上や学習・学生生活へのモチベーションの向上を図っていきたい。また、経済的な事情でサークルに参加したいが参加できていない学生に対しても、サークル活動に参加できるような環境づくりを行うことにも努めていきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 66 浜松学院大学短期大学部教員採用及び昇任規程
- 67 浜松学院大学短期大学部教員の採用及び昇任に関する審査基準（内規）
- 72 教育方法委員会規程
- 99 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程
- 100 研究活動における行動規範
- 101 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部の SD（スタッフ・ディベロップメント）活動の推進に関する規程
- 104 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程
- 105 浜松学院大学短期大学部研究論集投稿規程
- 110 浜松学院大学短期大学部研究倫理規程

備付資料

- 23 専任教員の個人調書
- 24 非常勤教員一覧表
- 25 専任教員年齢構成表
- 26-1 Web サイト「浜松学院大学短期大学部研究論集第 19 号」
- 26-2 Web サイト「浜松学院大学短期大学部研究論集第 20 号」
- 27 専任職員一覧
- 28 FD 活動の記録・SD 活動の記録

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1の現状＞

(1) 本学では、短期大学設置基準に基づいて、教育に必要な教員数を確保している。教員組織は、専任教員と非常勤講師で構成されており、学科の目的・目標に沿った教育課程の編成・実施方針に従って整備されている（備付-23～25）。各専任教員は、教育と研究活動において成果を上げ、学生の学びを支える役割を果たしている。

(2) (3) 短期大学設置基準に定められた専任教員数13人を満たしており、これらの教員の職位については採用時に厳しく確認している。学位の取得状況、教育実績、研究業績、社会貢献活動など、すべての基準を満たしていることを確認し、年度ごとにこれらの実績を見直している。これにより、全教員が短期大学設置基準の規定に適合していることを確実にしている。

(4) (5) 教育課程の編成・実施方針に基づき、専任教員を適切に配置している。また、各授業科目の内容を豊かにするために、各科目で専門知識を持つ非常勤教員を採用している。非常勤教員の採用においても、学位や研究業績、経歴などの基準は短期大学設置基準に準じており、厳格に審査されている。これにより、専門性の高い授業が提供され、学生の学習が充実するようになっている。

(6) 補助教員は採用していないが、器楽の実技科目である「幼児音楽表現Ⅰ」と「幼児音楽表現Ⅱ」では、少人数教育を実現するために、クラスを7つに分けている。この体制では、専任教員2名に加え、5名の非常勤教員が授業を担当しており、学生一人ひとりに対してきめ細やかな指導が行われている。これにより、学生は実技の技術を効果的に習得することができる。

(7) 専任教員の採用や昇任については、教員選考規程に基づいて厳格に審査が行われている。採用昇任選考委員会が組織され、教育業績、研究業績、社会貢献活動などの基準をもとに、教員の採用や昇任が決定されている（提出-規程集66、67）。これにより、本学では、教育の質を高く保つとともに、学生に対して質の高い教育を提供することができている。

令和6年度教員組織概要表

学科名	入学定員	設置基準教員数(イ)	全体専任教員数(ロ)	設置基準教授数	専任教員数				合計	非常勤教員
					教授	准教授	講師	助教		
幼児教育科	140	10		3	6	2	4	1	13	12
短期大学全体	140		3	1						
(合計)	140		13	4	6	2	4	1	13	12

教員の業績等については、ホームページ、研究論集において公表している。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

(1) 本学の教育課程編成・実施方針の基本は、法令に基づき、学生が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得できるようにすることである。しかし、それだけでなく、どのように専任教員を配置し、各科目でどの内容を重視するかについても、深く考慮されている。特に、実技や体験を重視し、学生の自主的な活動を尊重する方針が採られている。これにより、実技指導や体験学習に優れた実績を持つ教員が多く配置されている。専任教員の多くは、実技指導のほかにも、論文発表や学会での発表を通じて、学科の方針を反映した研究成果を上げている。このような教員の研究活動の成果は、年度ごとに集約され、ホームページ上や研究論集で広く情報公開されている（備付-26-1、26-2）。これにより、学生や外部の関係者も本学の教育と研究の成果を確認することができるのである。

(2) 科学研究費については、令和5年度現在、本学では専任教員2名が「若手研究」のカテゴリーで、また、客員教授1名が「基盤研究(C)」で、それぞれ研究課題に取り組んでいる。また、専任教員2名が共同研究者として研究に参加しており、科学研究費補助金を獲得している。これらの研究は、学生の教育に直接的な恩恵をもたらすだけでなく、学術的な発展にも寄与している。研究によって得られた知見は、授業に反映され、学生が最新の知識と技術を学ぶ機会を得ることができる。このようにして、本学の教員は、教育活動と並行して、積極的に研究活動を行い、その成果を教育に生かす努力を続けている。

〈科学研究費状況〉

年度	氏名	研究代表者	研究種目	研究番号	研究課題
2023	菅澤 薫	-	若手研究	20K12902	リンシードオイルの加工による絵具の性質の変化とそれを効果とする描画表現の研究
2023	舟橋三十子	-	基盤研究C	21K00223	音楽リテラシーとしてのソルフェージュ：フランスの事例分析と日本への定着の追究
2023	北本遼太	-	若手研究	22K13772	社会物質性アプローチに基づく保育者養成における子育て家庭支援教育プログラムの開発
2023	永岡和香子	茂呂雄二	基盤研究C	21K02851	パフォーマンスアプローチによる大学生の基礎コンピテンシー育成プログラムの開発
2023	北本遼太	茂呂雄二	基盤研究C	21K02851	パフォーマンスアプローチによる大学生の基礎コンピテンシー育成プログラムの開発
計	5件				

(3) (4) 本学では、専任教員の研究活動に関する規程として、「研究活動における行動規範」、「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「浜松学院大学短期大学部研究倫理規程」、及び「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」が整備されている（提出資料-規程集 99、100、104、110）。これらの規程は、教員が高い倫理基準を遵守し、誠実に研究活動を行うための指針として機能している。また、教員の研究倫理の遵守を確実にするために、年に1回、研究倫理に関するコンプライアンス研修を実施している。この研修では、最新の倫理問題や規範に関する知識を教員に提供し、研究活動における不正行為を防止するための意識を高めている。

(5) さらに、研究活動の成果を発表する機会として、本学は毎年3月に「研究論集」を発行している。この研究論集は、「浜松学院大学短期大学部研究論集投稿規程」に従って投稿された論文を掲載しており、教員の研究成果を広く公表する場となっている。これにより、教員の研究活動の成果が共有され、学内外において高く評価されることが期待されている（提出資料-規程集 105）。

(6) (7) 各教員には、個室の研究室が提供されており、週1日の自宅研修日が確保されている。これにより、教員は集中して研究活動に専念できる環境が整えられている。また、この環境は、教員が質の高い研究成果を上げるために重要であり、学内での教育活動にも大きく貢献している。

(8) 就業規則においては、出張に関する規程も明確に定められている。これにより、教員が国内外の学会や研究会に参加する際の手続きが明確にされ、研究活動を円滑に行うことができるようになっている。

(9) 本学では、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動については、「短期大学設置基準」に準拠し、「教育方法委員会規程」を整備し、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を適切に実施している（提出資料-規程集 72、104）（備付-28）。

令和5年度は、Noto カレッジキャリアセンター（名古屋）センター長の徳本孝之氏を講師としてお迎えして実施し、本学の教職員が参加した。テーマは「発達障害のある学生の支援」であった。

また、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の一環として、後期に一定期間、教員相互の授業参観を実施している。この教員相互の授業参観は、参観教員が授業改善のための新たな教授法等の知見を得ること、授業を公開した教員が参観教員からのコメントをもとに授業改善のための新たな気づきを得ることを目的に行っている。授業参観後には、各教員が「授業参観報告書」を提出している。授業参観の結果は、一覧にまとめて運営会議、教授会等で報告している。この授業参観を通して、自分の授業の反省を行い、他の教員の授業を参考して自らの授業や教育方法の改善に活かしている。

(10) 専任教員は、学生の学習成果を向上させるため、日々の教育活動に力を注いでいる。その過程で、事務局や図書館（室）、教務委員会、学生委員会、教育方法委員会などの関係部署と密接に連携している。これにより、教員はより良い教育活動を提供し、学生が効果的に学ぶための環境を整えることができるのである。教員と関係部署の協力によって、学生は質の高い教育を受け、学びの成果を最大限に引き出すことが可能となっている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

(1) 本学の短期大学における事務組織は、短大事務長が管理職（責任者）として全体を統括している。その下に、学務グループ（5人）、キャリア支援グループ（2人）、入試・広報グループ兼総務・企画グループ（4人）の各部門が配置されており、それぞれが事務分掌に基づいて業務を行っている（備付-27）。これらのグループは互いに兼務している。

図書館機能については、ラーニングラウンジ（図書室）が中心となり、短大図書館グループの職員が管理している。さらに、短大図書館グループの職員は、大学布橋図書館にも常駐し、短大との兼務として図書館業務に従事している。毎朝9時30分からは、全職員が参加する全体朝礼が行われ、事務長からの伝達事項や注意事項、業務の打ち合わせが行われる。その後、週の始めの月曜日には、事務長と短期大学部の部長が打ち合わせを行い、教員との情報共有や連携を図っている。

(2) 本学の専任職員は、いずれも本学園での勤務歴が長く、国や私学団体が実施する法令に関する伝達講習やSD（スタッフ・ディベロップメント）のための研修に参加している。これにより、職員は十分な専門的能力を持っている。また、事務長は必要に応じて、特定のスキルや知識が不足している場合には、その都度指示を出し、適切な研修を行っている。これにより、職員は常に最新の情報と技術を身につけ、業務の質を向上させている。

(3) 各グループについては、専任職員がそれぞれのグループの責任者として配置されている。大学と兼務するグループ長は別のキャンパスに所在していることも多く、職員の人数が少数であるため、事務長自らが日常的に全体へ指揮命令や指導を行っている。各グループ長は、事務長の指揮を受けてこれを補佐している。職員がその能力と適性を最大限に発揮できるような環境が整えられている。事務長のリーダーシップの下で、各職員は連携しながら業務を遂行している。

(4) 事務関係の諸規程については、別紙に示されているとおりである。これらの規程に基づき、事務組織は適切に運営されており、業務が円滑に進行するようにしている。

(5) 事務局には、各職員に1台ずつパソコンが配備されている。また、コピー複合機（プリンタ・FAX機能付き）、印刷機などの必要な情報機器や設備が整えられており、これらを利用して業務が効率的に行われている。さらに、メール、ファイルサーバ、事務システム、ポータルシステムも整備されており、これにより、事務処理や学生へのサービスが迅速かつ円滑に提供されている。

(6) SD（スタッフ・ディベロップメント）活動は、「浜松学院大学教育方法委員会規程」第4条第1項第3号及び「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部のSD（スタッフ・ディベロップメント）活動の推進に関する規程」に従って実施されている。令和5年度には、7月21日に「昨今の入試動向について（愛知県・静岡県を中心に）」をテーマとして外部講師を招き、90分間の研修が行われた。教職員14名が参加し、最新の入試情報について学んだ。また、7月28日には、浜松中消防署による「心肺蘇生及びAEDの使用について」の救急救命講習が大学会館2階ホールで実施され、本学の教職員21名が参加した。この講習では、一次救命処置の手順を学び、実際に消防署員の指導の下で実践を行った。さらに、12月13日には、高等教育機関における生涯学習支援についての研修も実施された。これらの活動に加えて、法人の事務関係諸規程等に基づくSD研修も各部門で随時行われている。令和5年度には、11月17日に「学校法人経営・財務等研修会接遇研修」として、「ビジネスマナーとSDGs」をテーマに研修が行われた。この研修には外部講師を招き、教職員が学園及び各学校の財務状況について学び、接遇スキルを向上させる機会となった。

(7) (8) 事務組織は、学生の学習成果を向上させるために、日常的に教員組織との連携を図っている。必要に応じて業務の見直しや事務処理の改善を行い、効率的で効果的

な教育支援を提供するための努力を続けている。これにより、学生が最良の学びの環境で成長できるようにサポートしている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

(1) 本学では、教職員の就業に関する諸規程が法人として体系的に整備されている。これには、就業規則、給与規程などの重要な規定が含まれており、これらは国の法令の変更や学内の必要性に応じて適宜追加・改訂されている。こうした規定の整備は、「興誠学園規程管理システム」によって一元的に管理されており、新しい規定が制定されたり、既存の規定が改正されるたびに、速やかにシステムに反映されている。これにより、すべての教職員が常に最新の規定にアクセスできるようになっている。

(2) 「興誠学園 規程管理システム」は、教職員全員が自由に閲覧できるようになっており、システムにはホームページ上の閲覧サイトを通じてアクセスできる。このサイトに入るためには、ID とパスワードが必要であり、セキュリティも確保されている。また、就業規則に変更があった場合には、教授会や職員朝礼などの場で詳細な説明が行われている。これにより、教職員全員が新しい規定について理解を深め、適切に対応することができるようになっている。

(3) 出勤簿や諸届けについては、すべて規程に従って適切に処理されており、就業状況が正確に管理されている。また、労働者代表の選任は適切な方法で行われており、毎年1回、36協定が締結されている。この協定は、労働時間や休日の取り決めを明確にし、労働条件の整備を図るための重要な手続きである。これにより、教職員の労働条件が適正に保たれ、働きやすい環境が維持されている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

専任教員の転出や退職に伴うリスク、事務職員の移動や退職に伴うリスクを最小限にし、教職員が一体となって環境整備を行い、教職協働組織として教育の質保証を目指し、学生の学習成果の獲得が向上するよう取り組んでいくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料

- 29 校地、校舎に関する図面
- 30 図書館（ラーニングラウンジ）の概要

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

(1) 本学の校地面積は、短期大学設置基準に定められた 2,800 平方メートルを大きく上回っており、浜松市中心部に位置しながらも、教育に適した広さを確保している。この広さは、学生が学ぶ環境として非常にバランスが取れており、都市の利便性と静かな環境で学べることを兼ね備えた理想的なキャンパスとなっている。

(2) 大学と共用している運動場は少し離れた場所にあるため、体育の授業やスポーツ、レクリエーション活動、放課後の部活動、そして学校行事などには主に耐震工事を施した体育館を使用している。この体育館は、多目的に利用されており、学生の体力づくりやイベントの開催に貢献している。また、これにより学生たちは安全かつ快適に様々な活動に参加することができる。

(3) 校舎の面積についても、短期大学設置基準の規定である2,850平方メートルを大幅に上回っている。本館(1号館)には、講義室、演習室、特別教室、研究室、学長室、会議室、事務室、保健室、そして個別のピアノ練習室が配置されている。また、大学会館には食堂、ホール、さらに個別のピアノ練習室が設けられており、広い空間を挟んで本館と別棟に建てられている。これにより、学生は広々とした教育環境の中で学ぶことができる。学習成果を達成するために、各講義室はマイク、テレビ、DVD再生装置、スクリーンなどの標準設備を備えている。さらに、調理実習室、小児保健実習室、音楽室、情報実習室などの特別教室には、必要な設備や備品が整えられており、実践的な学習を支援している(備付-29)。

(4) 身体障がい者への物理的対応としては、前述のとおり、校舎に手すりを設置し、1号館東側入口がスロープとなっており、バリアフリー対応となっている。

教職員の意識は啓発されており、たとえば移動の困難な学生・来客者を見た場合には、速やかに車いす等を持ち支える等の「人的な合理的配慮」ができるように周知している。またこのことは、実習関連及び福祉系の授業において学生にも啓発している。

クラブ棟一階には、障がい者用トイレが設置されており、学生だけでなく来校者も利用することができる。

	令和5年度	令和6年度	基準面積
校地面積	11,075 m ²	7,894 m ²	2,800 m ²
校舎面積	9,414 m ²	5,289 m ²	2,850 m ²

(5) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行うための講義室、演習室、調理実習室、小児保健実習室、音楽室、図工室などが整備されている。大学会館内には、図書館機能を担うラーニングラウンジが設けられており、小規模ながら学生にとって適切に利用できる環境が整えられている。また、幼児教育科の特性と学生数に見合った図書や学術雑誌なども備えており、学生の学習をサポートしている。

(6) 通信による教育を行う学科や専攻課程は、本学では開設していない。

(7) 本学は、短期大学設置基準に定められている「学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本」(第33条)に従い、幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得に必要な機器や備品を整備している。これらの整備状況は、監督省庁による書面調査や実地調査(教職課程の実地視察、保育士養成施設指導調査)により確認されている。

(8) 図書館機能として、大学会館内のラーニングラウンジが充実しており、小規模ながら学生にとって利用しやすい体制が整えられている(備付-30)。このラウンジでは、幼児教育科の特性や学生数に見合った図書や学術雑誌が提供されている。また、ラーニングラウンジは学習しやすい環境が整えられており、学生が自主的に学び、知識を深めるための場所となっている。

(9) さらに、大学会館のラーニングラウンジの面積は111.8平方メートル、蔵書数は26,643冊、学術雑誌数は149誌、AV資料数は250本となっている。購入図書の選定は、図

書館職員による選定のほか、専門分野の担当教員の推薦、または各部局の職員や学生からの購入希望を受け付けている。図書館運営委員会で承認された図書は購入され、学習資源として活用されている。また、図書の廃棄については、学校法人興誠学園図書館図書等管理規定に基づき、図書館運営会議の議を経て不要とされた図書が除籍・廃棄されることになっている。図書館職員は、学生の講義やゼミナールに必要な図書を紹介し、検索を支援するなど、学習成果の向上に大きく貢献している。

	面積	蔵書数	学術雑誌数	AV 資料数	座席数
大学図書館	1,233 m ²	106,537 冊	1,743 タイトル	702 本	93 席
短大ラーニングラウンジ	111.8 m ²	26,634 冊	149 タイトル	250 本	11 席

(10) 本学の体育館は、1,056 平方メートルの面積を有しており、バスケットボールコートで言えば2面が確保できる広さを持っている。この広い体育館は、体育の授業だけでなく、様々なスポーツ活動や学習成果を達成するための重要な施設となっている。学生たちは、この十分な広さを活かして、体力を養い、協力の精神を学びながら、実りある教育体験を得ることができる。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

(1) (2) 本学では、施設設備に関する諸規定を以下の通り明確に定めており、これに基づいて、短期大学における施設設備や物品の管理と維持に日常的に取り組んでいる。

- ・「学校法人興誠学園固定資産及び物品管理規程」
- ・「学校法人興誠学園経理規程」

これらの規程は、学内の固定資産や物品の適切な管理と維持を確保するための指針となっている。施設や設備の定期的な点検とメンテナンスを行うことで、安全で快適な教育環境を提供し続けている。

(3) 火災や地震などの災害に備えるために、本学では以下の規程・規則を定めている。これらの規程に従い、定期的な点検と訓練を行っているが、防犯対策についての諸規則は現時点で整備されていない。

- ・「学校法人興誠学園防災管理規程」
- ・「浜松学院大学短期大大学部住吉校舎消防計画」

これらの規程は、火災や地震などの緊急事態に迅速かつ適切に対応するためのガイドラインであり、学生と教職員の安全を守るために重要である。日常的に点検を行い、緊急時に備えた訓練を実施することで、安全対策を強化している。

(4) 防災訓練については、年に二回実施しており、特に地震に対する避難訓練と、地震後の火災に対応した避難訓練を行っている。これらの訓練は、災害時における迅速な対応能力を養うことを目的としており、学生と教職員が災害時にどのように行動すべきかを実際に体験することで、緊急時の対応力を高めている。訓練の実施は、災害への備えとして極めて重要であり、万が一の時に備えるためのものである。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策は、大学内にある PC 管理室が一元的に行っている。この管理室では、学内のコンピュータシステムが常に安全に使用できるよう、最新のセキュリティ対策を講じている。これには、ウイルス対策ソフトの更新やネットワークの監視、セキュリティパッチの適用などが含まれており、教職員と学生が安心してシステムを利用できる環境を整えている。

(6) また、学園全体で省エネと環境保全運動に積極的に取り組んでおり、本学でも省エネ計画に沿った具体的な活動を行っている。その成果として、エネルギー消費の削減が達成されており、教職員と学生が一体となって日常的に省エネに取り組んでいる。この取り組みの中で、エネルギーの無駄を減らし、環境に優しいキャンパスづくりを進めている。このような活動は、持続可能な社会の実現に向けて重要な役割を果たしている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

経年劣化が見られる設備について順次更新が必要と考えている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

31 学内 LAN の敷設状況

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1) 本学の技術的資源については、情報系の授業に対応するために、1号館の3階にあるコンピュータ教室に学生用 PC を 54 台設置している。さらに、カラーレーザープリンタを 2 台配置しており、授業支援システムと共に、2 台の PC に対して 1 台のディスプレイを配備している。これにより、教員の PC 画面を学生にリアルタイムで共有できる環境が整えられている。また、すべての一般教室とほとんどの特別教室にはプロジェクターとスクリーン、及び DVD プレーヤーが設置されており、ラップトップ PC を接続して音声を含めた映像を投影できるようになっている。事務室のカウンターには、各種証明書を発行するための PC とプリンターなどが整備されており、事務手続きがスムーズに行える環境が整えられている。

(2) 学生への情報技術等の向上のために、教育課程編成・実施の方針に基づいて、1年次には「情報リテラシーⅠ」、「情報リテラシーⅡ」の授業を必修科目として開講している。この科目では、PC の操作を中心に、ネットワークを利用して情報収集・情報加工及び活用・情報発信ができる能力を、ワープロアプリを利用して自由に文書が作成できる能力を、プレゼンテーションアプリを用いて人前で発表できる能力を、それぞれ身につけて、情報機器を円滑に操作できることを目標としている。さらに、プログラミングの指導を行うことができる「スマート保育士」を念頭に Scratch を用いたプログラミングの技術の教授を行っている。また 2 年次には「教育方法の理論と実践」の授業を必修科目として開講してい

る。この科目の一部では、電子紙芝居を作成したり、写真や動画を組み合わせてムービーを作成したりして、卒業して保育現場に出たときにすぐ使えるような情報技術を教えている。またいずれの授業でも情報モラルやセキュリティについて触れ、SNS 等を正しく使用したり個人情報を守ったりすることを伝えている。

教職員の情報技術の向上については、各人の自主的なトレーニングによるところが大きい。必要に応じてオンライン授業の方法、Microsoft Teams による授業・事務の方法について講習等を行っている。

(3) 加えて、学内の情報機器やネットワーク環境及びソフトウェア資源などは、定期的に点検し、常に適切に稼働するように整備されており、授業や学校運営に活用できるようにしている。

布橋キャンパスにある図書館本館及び住吉キャンパスにあるラーニングラウンジの双方において、多数の書籍等があり、閲覧室を整備するなどし、学生のレポートの作成や情報獲得のための環境整備がなされている。

(4) 教育成果の獲得を目指し、本学では技術的資源の分配について常に見直しを行い、最適な活用を図っている。これにより、最新の技術や設備が教育活動に効果的に活かされるようになってきている。例えば、コンピュータ教室や各教室の機材の配置や更新は定期的に評価され、必要に応じて調整されている。これにより、学生は常に最新の環境で学ぶことができ、学習効果の最大化が図られている。

(5) 教育課程編成・実施の方針に基づき、教員は各自の個人研究室に1台のパソコンを所持している。また、職員にも各自1台のパソコンが配置されており、これにより業務の効率化が図られている。授業や学校運営に関連する資料は、学内ファイルサーバー（クラウド）で共有されており、教職員は必要な情報に迅速にアクセスできる。このクラウドシステムにより、どこからでも資料にアクセスし、業務を円滑に進めることができるようになってきている。さらに、ファイルの共有や共同編集が可能であるため、チームワークの向上にも寄与している。

(6) 学生の100%がスマートフォンを所持していることを考慮して、本学では学内の13カ所に無線LANのアクセスポイントを設置している（備付-31）。これにより、1号館、学生食堂、学生ホールのいずれにいても、学内の無線LANを通じてインターネットにアクセスすることができるようになってきている。そして学生はキャンパスのどこからでも、学習に必要な情報を得ることができる。このようなWi-Fiの提供は、授業での利用だけでなく、自習やグループワークなど、あらゆる学習活動をサポートしている。ただし、セキュリティを確保するために、この無線LANは授業用や事務用のLANとは分離されている。これにより、学生には安心してインターネットを利用できる環境が提供されている。

(7) 学生の情報技術の向上を目指して、本学では情報処理の授業を行っている。この授業では、基礎的なPCの操作から始まり、ネットワークの利用や情報の処理、発信方法について学ぶ。また、クラスミーティングやゼミ、キャリアアップ教育の場でも情報技術のトレーニングを行っている。他の専門科目でもPCの操作に関する学習が取り入れられており、学生は多様な場面でITスキルを磨く機会を得ている。さらに、本学ではGmailを利用したドメインのメールアドレスと、Google Classroomを活用した授業支援システムを導入しており、これにより授業の進行や課題の管理が効率化されている。視聴覚教材や

PowerPoint の積極的な活用も行われており、これにより授業の効果が一層高められている。

(8) 再掲となるが、コンピュータ教室には学生用 PC を 54 台設置し、カラーレーザープリンタを 2 台配置している。また、授業支援システムと共に、2 台の PC につき 1 台のディスプレイを配備し、教員の PC 画面を学生に配信できるようになっている。これにより、教員は自分の PC で作業している内容をリアルタイムで学生に見せることができ、視覚的な学習効果を高めることができるのである。この環境は、学生の IT スキルの向上に大きく貢献している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

基本的なハードウェア・ソフトウェアの要件は現状では満たされている。しかし技術的なサービスや専門的な支援を行う部署は、別キャンパスの 4 年制大学側にあるが、要員は他の業務と兼務しており、実質的なサポートは外部業者に委託している。そのため、技術的な問題が発生した場合は、主に情報系の教員が対応し、より深刻な問題の場合は 4 年制大学側の要員を介して外部業者に対応を任せているため、迅速な対応について課題がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 14-1 「計算書類等の概要（過去3年間）」
「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」
「事業活動収支計算書の概要」
「貸借対照表の概要（学校法人全体）」
「財務状況調べ」
- 14-2 Webサイト「情報公開」
- 15 令和3年度計算書類「資金収支計算書・資金収支内訳表」
- 16 令和4年度計算書類「資金収支計算書・資金収支内訳表」
- 17 令和5年度計算書類「資金収支計算書・資金収支内訳表」
- 15 令和3年度計算書類「活動区分資金収支計算書」
- 16 令和4年度計算書類「活動区分資金収支計算書」
- 17 令和5年度計算書類「活動区分資金収支計算書」
- 15 令和3年度計算書類「事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表」
- 16 令和4年度計算書類「事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表」
- 17 令和5年度計算書類「事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表」
- 15 令和3年度計算書類「貸借対照表」
- 16 令和4年度計算書類「貸借対照表」
- 17 令和5年度計算書類「貸借対照表」
- 19 事業報告書
- 20 事業計画書

備付資料

- 34 Webサイト「ご寄付について」
- 35 Webサイト「情報公開 財産情報」

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

- ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1-①) 資金収支においては、令和 5 年度は、次年度繰越支払資金が学園全体で、9 億 9,200 万円となり、令和 3 年度の 11 億 2,100 万円、令和 4 年度の 12 億 700 万円から減少しているが、これは、令和 5 年度に高校中学の体育館建設のために 3 億円強の支出をしたことが主な要因であり、財務状況は安定している。

本短期大学部では、次年度繰越支払資金が令和 3 年度が 4 億 4,700 万円、令和 4 年度が 4 億 5,100 万円となり、支払資金に対して均衡を保っている。

(1-②) 事業活動収支においては、学園全体では平成 29 年度以降各年度 1 億円前後の支出超過の状況が続いていたが、令和 3 年度には教育活動収支差額がプラスに転じ、令和 4 年度決算においても、基本金組入前で 6,900 万円の黒字を計上した。

しかし、令和 5 年度は、短大用地売却及び中学高校体育館建設に伴う施設解体による 2 億円強の資産処分差額を計上したこともあり、基本金組入前の収支差額において、2 億 6,200 万円の赤字となった。

本短期大学部では、基本金組入前の収支差額において、令和 3 年度は 1,240 万円、令和 4 年度では 590 万円の黒字となったものの、令和 5 年度は 3,400 万円の資産処分差額の計上などもあり、4,100 万円の赤字となった（提出-14-1~17）。

(1-③) 本短期大学部の財政状況については、体育館建設に伴う長期借入金が 5,400 万円超あるが、令和 5 年度で 3 億 2,600 万円の教育活動収入があり、資産構成上は、特に問題となる状況ではない。

貸借対照表の令和 3~5 年度の推移からみると、固定資産のうち特定資産の減少がみられる。これは中学高校の体育館建設のために特定資産を取崩したものである。

貸借対照表関係比率において、学校法人の資金の調達源泉を分析するうえで最も概括的で重要な指標である純資産構成比率(純資産÷(総負債+純資産))は、令和5年度で88.4%であり、令和4年度全国平均86.0%と比較して健全な水準と言える。

また、流動比率(流動資産÷流動負債)は、令和5年度で351.0%であり、優良と判定される200%と比較して健全な状態を維持している(令和4年度全国平均は263.8%)。

さらに、総負債比率(総負債÷総資産)は、令和5年度で11.6%であり、健全な状態を維持している(令和4年度全国平均は14.0%)。

(1-④⑤) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握しており、学校法人全体の財政状況からみても、短期大学部の存続が可能なレベルの財政を維持していると言える。

(1-⑥) 退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基準に大学と短大は私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れている。高校以下の学校については、県退職金団体からの交付金との差額を繰り入れている。

(1-⑦) 資産運用については、寄附行為、経理規程等に基づき安全でかつ適切に管理している。現在は、すべてが定期預金であり、有価証券は保有していない。

(1-⑧⑨) 教育研究経費は経常収入の22%から25%を推移しており、施設設備及び学習資源への資金配分は適切に行われている。

(1-⑩) 公認会計士の監査時に意見が出された場合は、法人本部及び各部門経理担当が中心となって対応し、適切に処理している。

(1-⑪) 寄付金については、中学校高等学校の体育館建設のため、令和5年12月から寄付金を募集しているが、寄附行為の規定に従い、評議員会に諮問の上、理事会の議決を得て適正に実施している。学校債は発行していない。

(2-①) 財政上の現状を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする中期計画に基づき、財務状況の改善を図るべく、学園の各部門では定員充足への努力が行われるとともに、学園全体での協力や連携も進められている。本短期大学部においても、受験者数の減員という不安要素もあり、校舎のメンテナンスや使用計画を進めるとともに、学生の学ぶ意欲や内容の質向上のための取組、ブランディングや広報活動への一層の注力を進めている(提出-19、20)。

(1-⑫⑬) 学生の総定員充足率については、学園全体(学生、生徒、園児)では、令和6年度で76.8%であり、本短期大学部でも77.9%に止まっており、相応した財務体質を維持している。

(2-②) 学校法人及び各部門は、法人全体での中期計画に基づいた毎年の事業計画に従って、当初予算要求の内容を調整するなど予算編成業務を行い、理事会・評議員会を経て予算を決定し、毎月開催する事務長・グループ長会議を通して、各部署に指示している。

予算決定後も入学者数の増減に伴い、補正予算を編成するなど、適正な予算編成を行っている。

(2-③) 予算の執行に当たっては、「学校法人興誠学園経理規程」及び「学校法人興誠学園調達規程」等関係規程に基づいて、適正に執行承認を行っている。

(2-④) 日常的な出納業務については、提出された納品書及び請求書等の証拠書類を財務担当者が確認し、会計伝票を起票押印のうえ経理責任者の承認を受けており、適正に執行している。

(2-⑤) 資産は、毎年各部門で棚卸を行い、資産台帳で適切に管理している。資金の管理については、システム上で資金収支元帳を作成し、安全かつ適正に管理している。

(2-⑥) 月次試算表についても毎月適時に作成し、理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

(1) 本学は、昭和 26 年の設立以来、建学の精神を持ち「誠の精神」を育む人材の育成を行ってきた。現在は幼児教育科のみであるが、「保育のハマタン」は、地域社会ではブランド化し、定員充足率も近年でも 80%以上を超えていたところである。

しかしながら、令和 6 年度の入学定員充足率は急激に低下し 67.1%という数字となった。近隣、保育系短大が 60%を下回る中、健闘しているともいえるが、今後も地域社会の幼児教育・保育を担う短大（養成校）として、将来的にも永続的に発展していきたいと考えている。

(2) 本学の強みは、浜松市を中心に本県西部地区に、幼稚園や保育所の教員・保育士（いわゆる「先生」）を養成する学校として、広くその存在を知られていることである。また、単科の小規模校として、教職員も学生もまとまり易いことである。弱みは、幼児教

育に特化しているため、短期大学や幼児教育をとりまく状況の変化を、まともに受けるといふことである。

(4) 事業収支の均衡を保ち、引き続き地域の保育者供給に貢献するためには、本短期大学部の強みであるブランディングや小規模校としての面倒見の良さを生かし、地域の保育系専門学校との競合に打ち勝ち定員を充足することが必要である。

(3-①) 学生募集対策については、効果的なホームページ・キャンパスガイドの作成、SNS による広報のほか、推薦選抜が多くを占める短大として、専任教員が学校訪問して学校説明・PR を担当する専任教員高校担当制、魅力的なオープンキャンパスの開催など、内容的には保護者への説明重視、長期履修生コースの新設など様々な対策を行っている。

学納金計画については、近年 80%以上の定員充足であったが、黒字化していなかったことから、令和 6 年度から学納金を値上げしている。

(3-②) 学科の教育目標に基づいて定めている学習成果を達成するためには、教員組織、事務組織の強化が求められている。教育に全力を発揮できる教員と、それをサポートする職員の適正配置について、スムーズな世代交代を念頭に入れた人事計画を検討している。

(3-③) 施設設備の将来計画については、大学と短大のキャンパス統合について、令和 3 年度に基本構想案を策定したところであるが、現在、大学が学生確保のための教育内容や就職支援の充実、学部や学科の名称の見直しなどに取り組んでおり、それらの進捗状況を見ながら、次のステップに取り組むこととしている。

(3-④) 外部資金の獲得については、令和 5 年度に改革総合支援事業タイプⅢ（プラットフォーム型）に選定され、720 万円余を獲得している。また、科学研究費については、令和 5 年度については三名の教員が継続的に研究しており、分担者経費を含めて合計 351 万円の経費を得ている。

遊休資産の処分については、1 号館敷地から離れたところにあったため近年利用してこなかった 2 号館校舎、住吉図書館を解体し、売却処分している。

(5) 学内に対する経営情報の公表については、毎年、学園を取り巻く状況や財政状況を知り、財務改善に対する共通認識を持つことを目的に、「学園及び各学校の財務状況説明」という研修を、法人本部の経営企画室専門員を講師に実施しているほか、事務長から事業報告、事業計画について教職員に周知している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

少子化と地方都市において、特に顕著な人口減少、高校生の進学先の多様化（大学と専門学校）により、本学園を取り巻く状況は依然として厳しく、学生、生徒、園児の確保は困難さを増している。短期大学部においても、定員を充足できておらず、学園全体でも不安定な財政状況と言える。令和 5 年度に策定した経営改善計画（計画期間：令和 6 年度～10 年度）において、学生生徒園児確保や補助金、事業収入などあらゆる収入確保及び経費縮減に取り組み、学園全体の基本金組入前の収支差額の黒字化を目標としており、実現に向けた着実な計画遂行が大きな課題となっている。

学園全体及び本短期大学部の経営指標については、これまでも本短期大学部においては、情報を共有できるようにしてきたが、今後も、的確な情報の把握のために、情報の検討、分析、議論をして、一致した危機意識と見通しを持てるようにする（備付-35）。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回は、

「財政基盤の更なる安定のために、今後の見通しとやるべきことについて、全ての構成員で議論を重ね、実行していく。

これまで、各部門において学校運営に努力しそれぞれ成果を上げてきているが、今後は、学園全体の目標や存立意義について各部門が共有し、その認識に立って運営・経営ができるよう、意識改革を促し、人事交流等を行う必要がある。

また、財務改善の方策として収入確保を図るうえで、学生生徒納付金や補助金の確保に加え、自主財源として寄付金の確保を進めることが大きな課題である。学校法人に対する個人寄附金の優遇税制に対応して、指定を受けるべく取り組み始めているが、恒常的な寄付に対する意識や取組はまだまた不十分である。今後、寄付文化の醸成に向け、同窓会等とも連携して精力的に取り組む事が必要である。」

を行動計画とした。

このため、学園全体の目標を明確にし、各部門の共通認識の元に学園の運営・経営ができるよう、令和元(2019)年度から5ヶ年を計画期間とする、「興誠学園未来創造計画」を策定した。この作成時に、5ヶ年の「財務計画」を合わせて作成し、学生生徒納付金等の収入目標及び教育経費支出、管理経費支出の見通しを立てて、毎年度の予算編成に反映させるよう努めた。

また、学校法人への寄付に対して、優遇税制の適用が受けられるよう、令和元年度、税額控除対象法人の指定を受けた。その結果、平成30年度は440万円、令和元年度は700万円弱にとどまっていた寄付金額が、令和3年度以降1千万円を超え、令和5年度は3,980万円を受領した（備付-34）。このほか、体育館建設寄付金も令和5年12月から別途募集し、令和5年度は、1,100万円の寄付金を受領することができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

将来にわたって学園に求められる使命を果たしていくためには、健全な経営基盤を確立し、確保し続けることが必要である。

このため、法人全体の事業活動収支について、基本金組入前において早期に収支を均衡させることを目標とする。

目標達成のため、収入の確保については、学納金収入の増につながるよう、学生、生徒、園児数増を図ること、補助制度を有効に活用すること、寄付金を確保卒業生等学園関係者に積極的に情報提供すること、学園資産を有効に活用すること等多角的に検討し実行する。

また、支出については、無駄を省きつつも学園の将来のために必要な投資は計画的に実行することとし、管理経費の削減、教育事業への投資、施設整備に関する投資について、計画的に実施する。

この検討及び実施に当たっては、関係各部門が連携して進めるよう、部門間の調整を積極的に図ることとする。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

- 21-1 学校法人興誠学園寄付行為
- 21-2 学校法人興誠学園寄付行為施行細則
- 22 理事会議事録（原本証明付き写し）
- 提出資料－規程集

備付資料

- 36 理事長の履歴書
- 37 学校法人実態調査表（写し）
- 38 「興誠未来創造計画」

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1の現状>

(1-①) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している(備付-36)。建学の精神及び教育理念・目的を理解し、法人事業を継続するための経営基盤の強化や健全な財務態勢の確立に取り組むとともに、社会の要請に応え質の高い教育を提供することを通じ、学園の発展に寄与している。

(1-②) また、寄附行為及び法令の定めるところにより、理事会の付託とチェックのもとで、学校法人を代表し、その業務を総理している(提出-21-1)。

(1-③) さらに、寄附行為及び法令の規定に従い、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を得た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2-②) 理事会は、寄附行為及び私立学校法第36条の規定に則り、理事長が招集し、議長を務め、適切に運営されており、所定の事項について審議するほか、重要な法人運営方針等については特別に審議・議決を行うなど、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する重要な役割を果たしている。

(2-⑥) また、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、必要に応じて、寄附行為等が定める所定の手続きにより、規程の改正等を行っている(提出-規程集)。

(2-①) なお、理事会には、各部門から役員以外の幹部職員等の陪席者が出席しており、学園運営に関する協議内容を直接理解できる環境は、理事長の意志が理事会を通じて各部門に直接伝わることであり、各部門における理事長のガバナンスの発揮に繋がっている。

(2-⑤) 理事会は、経営責任を担うとの認識のもと、諸学校に対する適正な財政措置等についても強く関与すること等により、法人事業の適正な管理運営を支えている。

(2-④) 短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集するとともに、その社会的責任を認識し、私立学校法及び学内規程の定めるところに従い、情報公開を行っている。各部門における第三者評価に対しても、適切な役割を果たすとともに、責任を負っている。

また、理事会に特任理事会を設け、よりの確な現状把握や深化した議論がなされている。

(2-③) 認証評価受審については、事業計画として理事会に諮られており、評価結果を踏まえて中期計画の策定を行うこととなることから、理事会は、認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。

(2-④) 各理事は、短期大学の発展のために学内外の情報を収集し、ほぼ毎月開催される理事会に報告して情報共有を図っている。

(3-①) 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しているものの中から、寄附行為及び私立学校法第38条(役員を選任)の規定に基づき12名が選任され、適切に構成されている。

(3-②) 選任は、学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)や兼任制限等、関係法令の規定に従い、適切に行われている。

<テーマ 基準Ⅳ-A-1 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、学内での議論や理事会の協議を経て、学園の将来像とこれを実現するプロセスを表す中期計画「興誠未来創造計画」を令和5年度に策定した(計画期間：令和6年度～

10年度) (備付 38)。理事等の役員をはじめ、学園内のすべての教職員がこの計画の実現に向け、具体的な試みを行っていくことが必要である。そのためには、先ず、計画実現の基本となる経営基盤の強化のため、学生生徒等の確保、補助金の獲得、寄附金等の財源の確保に努めていく。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

24 教授会議事録（写し）

提出資料－規程集

89 浜松学院短期大学部懲戒処分規程

備付資料

39 学長の個人調書

40-1 教務委員会の議事録

40-2 入試・広報委員会の議事録

40-3 学生委員会の議事録

40-4 就職委員会の議事録

40-5 教育方法委員会の議事録

40-6 教育研究委員会の議事録

40-7 実習委員会の議事録

40-8 運営会議の議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

(1-①) 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任を十分に認識し、大いにリーダーシップを発揮している。

(1-⑥) 学長は平成28年に浜松学院大学短期大学部に教授として迎えられ、その後、令和2年4月に浜松学院大学短期大学部部長に任命された。さらに、令和5年4月には、学長選考規定に基づいて学長に選出され、短期大学部の学長も兼任することとなり、現在に至るまでその職務を全うしている。このようにして、学長は本学における7年間の貢献を通じて、その職務を着実に遂行してきたのである(備付-39)。

(1-⑤) この期間中、令和3年7月から令和5年3月までの2年間は副学長としての職責を担い、継続して管理職に就任していた。副学長としての経験は、学長のリーダーシップスキルと組織運営能力をさらに磨き上げ、学長としての資質を高めることに寄与した。

(1-②) 学長の人格と学識が大学運営に関する見識において広く認められていることは、学長が管理職としての職務を遂行する中で培ってきた信頼と評価によるものである。

(1-③) また、学長は本学の建学の精神を深く敬愛し、その理念に基づいた教育と研究に日々邁進している。学長の教育に対する情熱と献身は、学生や教職員に対して強い影響を与えており、その結果、教学運営の責任者として、職務を遂行する中で強いリーダーシップを発揮している。

(1-⑤) 加えて、浜松学院大学の学長としても、子どもコミュニケーション学科との連携を推進し、本学の歴史や伝統を尊重した運営に取り組んでいる。学長の指導の下で、大学全体が一体となって前進しており、学術的な成果と社会的な貢献を両立させることに成功している。

(2-①) 本学がその目的を達成する過程において、教授会の権限の明確化が極めて重要であるとの認識が広く共有されている。「学校教育法」が規定する、「教授会が審議すべき重要な事項」には、具体的に、①教育課程の編成②学生の身分に関する審査③学位授与④教員の研究業績等の審査が含まれている。これらの事項については、教授会での審議を十分に考慮した上で、最終的な決定権は学長が行使することと定められている。

(2-②) 教授会の本来的な機能や役割とは、短大部における教育研究上の重要な事項に関して、学長や部長が現場を担当する教授たちの意見を聴取する場を提供することである。また、理事会での決定事項を教授会で共有する場としても機能している。教授会の役割は、学内の意思決定プロセスにおいて不可欠なものであり、その議論は教育と研究の質を高め

るために重要である。

(2-③) 学長は教授会で聴取した様々な意見を、自らの判断で大学運営に適切に反映させることが求められている。

(2-④) このような背景から、本学の学則改定を行い、教授会の役割や学長のガバナンスを明確化した。これにより、学長が大学全体の運営を効果的に統括し、教授会が教育と研究の中心的な役割を果たすことができるようにした。学長の意思決定を補佐するために運営会議を設置し、ガバナンスを支える体制を整備した(備付-40-8)。

(2-②) 本学では、「教授会はあくまで教育・研究の担い手である教員の組織である」との認識が広く共有され、教授会運営にも反映されている。

(1-①) ただし、学長のガバナンスは重要であるが、その権限の強化のみを優先してしまうと、「上意下達」という形になり、教授会の活力を失う危険があることを肝に銘じている。教授会の独立性と学長のリーダーシップのバランスを取ることが、大学の健全な運営にとって不可欠である。

(2-⑦) これに基づいて改善した項目は以下の通りである。

- ①学長が学内全体を統括することを明確化した。
- ②学長の意思決定を補佐するために運営会議を設置した。
- ③教授会は審議機関であるとの位置付けを明確化した。
- ④教員は予算配分や人事(採用や昇任)の最終決定に関与しないことを明確化した。
- ⑤学長のガバナンス・リーダーシップを重視するが、自由闊達な議論を制約するものではないことを明確にした。

(2-⑤) なお、教授会の議事録は整備されており、教授会は学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。教授会の議事録は、会議の内容を詳細に記録することで、学内の透明性を高める役割を果たしている(提出-24)。これにより、教授会での議論や決定が組織全体に共有され、教職員全員が共通の理解を持つことができるようになっている。

(2-⑦) 学長は、学長の下部組織として様々な委員会を組織しており、各委員会は適切に運営されている。各委員会の議事録は、委員会で作成され、適切に保管されている。これにより、委員会の活動内容が明確に記録され、情報の一元化と共有が図られている。これらの委員会は、大学の運営において重要な役割を果たしており、その活動は大学全体の教育と研究の質を向上させるために不可欠である。

本学では、学長のもとに教育・研究上の各種委員会が組織されている。

校務委員会としては、教務委員会、入試・広報委員会、学生委員会、就職委員会、教育方法委員会、教育研究委員会、実習委員会、図書館委員会があり(備付-40-1~40-7)、特別委員会としては自己点検・評価委員会、教員採用・昇任委員会、ハラスメント防止対策委員会、衛生委員会、IR委員会が存在する。各委員会は、それぞれの専門分野において重要な役割を担っており、大学の運営に不可欠な存在である。

本学は単科の小規模校であるため、教職員はほとんどが校務を兼務している。これにより、教職員は複数の責任を持ちながら、大学の運営に積極的に関わっている。実際の会議は必要に応じて適宜行われ、各委員会間での意思疎通が図られている。これにより、大学全体が一丸となって運営され、教育と研究の質が維持されている。

(1-④) 学則第56条(罰則)では、学生に対する懲戒(退学、停学、及び訓告の処分)

について詳細に定め、「本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。」と明記するとともに、懲戒処分規程にしたがって、手続きが進められる（提出-規程集 89）。

学長は、懲戒に該当する学生が出た場合には、教授会の審議事項として取り上げ、議題として審議することを定めている。このプロセスは、大学の規律を保ち、学生の行動を管理するために重要である。教授会の場で意見を聴いた上で、最終的に学長が決裁し、懲戒処分を決定する手続きが取られている。これにより、学長は学生の行動に対する厳格な管理を行う一方で、公平かつ公正な審査を保證している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

教授会の審議事項の前に、学事経営報告として、学長より、理事会の報告と大学全体の懸案事項等の報告が行われている。その報告は簡潔にして要を得たものであるが、教授会構成員全体でさらに学園と大学全体についての一層の共通認識を持てるようにすることが必要である。

学内規定や慣習等には見直すべき事項が多数存在することから、逐次それらの見直しを進め、時代に適合した短大部運営の実現を目指していく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

25 評議員会議事録（原本証明付き写し）

備付資料

41 監事の監査状況

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

(1) (2) 監事は、学園寄附行為及び関係法令に則り、学校法人の業務及び財務の状況について監査及び指導助言を行うとともに、理事会、評議員会に出席して各学校の事業内容や経営全般に対して意見を述べている（提出-25）。

(3) また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-41）。業務執行等については各部門に対して監査を実施し、意見や提案等について監事意見書に取りまとめ報告している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

(1) 評議員会は、学園寄附行為及び私立学校法第44号に基づいた選任された30人の評議員をもって組織され、関係法令に則り、予算や事業計画のほか、財務に課する事項や重要な運営方針等について、理事長の諮問に応え適切に運営されており、客観的な立場からのチェック体制が機能している。

(2) 評議員会は、寄附行為及び私立学校法第44条に基づき選任された30人の評議員をもって組織している。評議員の数は、理事の定数12人の2倍を超えている。

評議員会は、寄附行為及び私立学校法第41条に基づき、招集、議事等、適正に運営している。また、寄附行為及び私立学校法第42条の規定に従い、予算、資産の処分、事業計画、寄附行為の変更、その他運営に関する基本方針等の重要事項等について、理事長の諮問に応えている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3の現状＞

(1) (2) 学校教育法施行規則、私立学校法に基づき、ホームページで教育情報の公表、財務情報の公開を行っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

理事長は、学内での議論や理事会の協議を経て、学園の将来像とこれを実現するプロセスを表す中期計画「興誠学園地域共創プラン」を令和5年度に策定した(計画期間：令和6年度～10年度)。理事等の役員をはじめ、学園内のすべての教職員がこの計画の実現に向け、具体的な試みを行っていくことが必要である。そのためには、先ず、計画実現の基本となる経営基盤の強化のため、学生生徒等の確保、補助金の獲得、寄附金等の財源の確保に努めていく。

教授会の審議事項の前に、学事経営報告として、学長より、理事会の報告と大学全体の懸案事項等の報告が行われている。その報告は簡潔にして要を得たものであるが、教授会構成員全体でさらに学園と大学全体についての一層の共通認識を持てるようにすることが必要である。

令和7年4月1日施行の私立学校法改正により、学校法人のガバナンス改革を推進するための制度改正が予定されている。

本学園においても私立学校法改正に合わせ、理事会、評議員会の役割分担を見直し、各組織の機能強化を図っていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回は、

「本学園では、理事長を代表とする法人組織と、学長をトップとする教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、両者が密接に連携し、問題意識や目標を共有する共通の基盤に立って適正な運営が図られている。

大学・短期大学を巡る厳しい社会環境の下で、優れた教育・研究を担い、社会的役割を果たし続けていくためには、質の高い教育・研究の維持向上といった教学面での取組と、これを継続するための経営基盤の強化等が共に必要不可欠であり、教学と経営が、密接に連携していくことが重要である。

理事長の経営判断等に係るリーダーシップの実効性を支え、理事会における活発な審議等に資するため、経営環境の把握や学園の各部門の経営状況等の情報を提供するとともに、理事長の指示を受けて法人全般にわたる取組を担う法人本部事務局の機能の強化が必要である。

また、理事会は、法人経営の最高意思決定機関であり、最終的な責任を担う主体であることから、理事長の下で、法人業務を分担し責任を担う役割を持つ執行理事を設置することを検討したい。この場合、設置学校別とするか、業務の種類に応じて部門横断的なものとするかが、理事構成と関連して検討課題となる。」
を行動計画とした。

このため、法人本部事務局の機能強化については、令和4年度から経営企画室に2名の職員を配置し、理事長の指示を受けて経営分析を行い、その結果を踏まえて令和5年度に「興誠学園地域共創プラン(計画期間 令和6年度～令和10年度)」を策定した。

なお、執行理事の設置については、令和5年に改正私立学校法が成立し、役員、評議員体制の見直しの必要が生じたので、特に議論は進めていない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

少子化に伴い、全国的に学生、生徒、園児数が減少傾向にある中、本学園の経営状況も厳しさを増してくることから、理事長及び学長のリーダーシップの下、理事会、教授会等学園内組織が連携し、様々な課題を迅速かつ的確に解決していく必要がある。

役員及び評議員体制については、令和7年度から施行される改正私立学校法に係る役員、評議員体制検討の中で検討を進め、執行(理事会)と監視・監督(評議員会)が、改正法の趣旨に則って、適切に機能が発揮できるよう、体制を整備する。